

平成24年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成24年3月8日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

13番 齋藤寿一議員

1. 国道400号下塩原バイパス及び中塩原バイパスについて
2. 観光行政について
3. 公認野球場の建設について

10番 高久好一議員

1. 震災、放射能対策について
2. 新市長の政治姿勢について
3. 小規模工事の拡充と住宅リフォーム制度の導入について
4. 国保の短期証、資格証の発行について

2番 鈴木伸彦議員

1. バイオマスプラントについて
2. 赤田地内産業廃棄物処理施設について
3. 東日本大震災瓦れき処理について
4. 行財政改革について

3番 松田寛人議員

1. 総務省職員について
2. スマートビレッジ建設推進について
3. 市町村合併について
4. 記者会見の発言について
5. 事業実施状況について

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（2名）

14番	中村芳隆君	17番	植木弘行君
-----	-------	-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
政策統括監	渡邊泰之君	総務部長	三森忠一君
総務課長	熊田一雄君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
保健福祉部長	長山治美君	福祉事務所長	玉木宇志君
社会福祉課長	阿久津誠君	産業観光部長	生井龍夫君
農務畜産課長	斉藤一太君	建設部長	君島淳君
都市計画課長	若目田好一君	上下水道部長	岡崎修君
水道管理課長	薄井正行君	教育部長	平山照夫君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	後藤のぶ子君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長
西那須野
支所 長

荒川 正 君
斎藤 兼次 君

農業委員会
事務局 長

成瀬 充 君
臼井 淨 君

塩原支所 長

本会議に出席した事務局職員

議事 課 長 齊藤 誠
課長補佐兼
議事調査係 長 稲見 一美
議事調査係 人見 栄作

議事 課 長 渡邊 秀樹
議事調査係 小平 裕二
議事調査係 小磯 孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。14番、中村芳隆君、17番、植木弘行君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

齋藤寿一君

議長（君島一郎君） 初めに、13番、齋藤寿一君。
13番（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号13番、会派、致知の会、齋藤寿一でございます。

ただいまより、事前通告書に基づきまして、市政一般質問を行います。

1、国道400号下塩原バイパス及び中塩原バイパスについて。

平成23年9月29日に、国道400号下塩原バイパ

ス第1トンネル、また中塩原バイパスが開通され、渋滞緩和や土砂災害、異常気象時の安全性など、生命線となる重要な道路が完成となったわけであり。

国道400号下塩原バイパス第1トンネル及び中塩原バイパスにおける危険性、問題点、改善等についてお伺いをいたします。

国道、市道の移管について、時期はいつごろになるのか、また問題等は何か、お伺いをいたします。

中塩原バイパス開通に伴う誘導看板設置についての考え方をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、初めに の国道400号下塩原バイパス第1トンネル及び中塩原バイパスにおける危険性、問題点、改善点等についてお答えをいたします。

下塩原バイパス第1トンネルにつきましては、塩原温泉側の出口が急カーブでのすりつけであることから、注意喚起の看板や路面の滑りどめ加工等で危険防止を図った結果、特に問題点や改善点等はないと聞いております。開通当初は、旧道の塩原温泉側出口におきまして、一時停止を怠った車両や、進入禁止を無視した車両があったようでございますが、大事には至らずに済んでいると聞いております。

また、トンネル内での単独事故が1件発生しておりますが、トンネル構造上の問題ではなかったと聞いております。

中塩原バイパスにつきましては、日塩もみじラインの交差点に左折専用レーンが設置されておりましたが、交通量が当初の予想よりも少ないこ

とや、左折専用レーンとの合流地点に危険な状況が見られたため、左折専用レーンは2月22日をもって封鎖となりました。その他の問題点や改善点等はないと聞いております。

次に、の国道、市道の管理移管についてお答えをいたします。

栃木県大田原土木事務所では、福渡地内における防災工事や道路台帳の整備を行っており、今年度内に完了となると聞いております。その他の修繕工事も完了していることから、特に問題点等はないと思われ、移管の時期は平成24年度中になると考えておるところでございます。

なお、管理移管は福渡橋から宮島橋までの区間であり、市から県に移管する路線は市道福渡四季の里線と市道青葉通り線の2路線で、道路延長が1,979mであります。また、県から市に移管される路線は、一般国道400号、主要地方道藤原塩原線及び主要地方道塩原矢板線の3路線の一部区間で、道路延長が5,445mでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私からはの中塩原バイパス開通に伴う誘導看板設置についての考え方についてお答えをいたします。

中塩原バイパスの開通により、塩原温泉街への入り込み客数が減少する可能性が考えられることから、地元関係団体の代表者で組織する塩原温泉活性化推進協議会で、温泉街への誘導看板について検討してきました。その結果、福渡地区と中塩原地区には、バイパスと旧道の分岐点と、その手前に塩原温泉街への案内標識をそれぞれ新規に設置することといたしました。また、バイパスとの交差点にある既存の看板9カ所についても、これまでの町名表示のほかに、湯っ歩の里（足湯）とか観光協会等の名称も表示し、温泉街の各施設へ

のアクセスがよりわかりやすいものに変更することといたしました。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 先ほど国道400号下塩原バイパスあるいは中塩原バイパスについての問題点等を部長のほうより答弁いただきましたけれども、この下塩原バイパス第1トンネルにおいては、特に無理のある旧道との取りつけであり、将来は、出口をそのまま直線し、第2トンネルに、橋梁を渡り第2トンネルに接続して、開通までの仮設の取りつけと思うが、第1トンネル完成時には、当初から、できたところから供用開始をしますよというような県のお知らせがあったわけでありませけれども、この仮設の取りつけは、こちらから塩原温泉のほうに向かっていきますと、出口に約90度曲がったの取りつけでありますので、非常に危険ではないかなというふうに私は予想をしていたところであります。

また、がま石園地側のトンネルを通過する際に、やはり旧道においては、紅葉あるいは新緑、そういう渓谷を見るのには、すばらしい地域、地形であるわけでありまして、私もこのトンネルはできた際に何度かそこを通ってみたわけであります。当然、危険性という意味では、トンネルの合流地点、旧道からの出口地点においては、これはまさにすごいなと思いましたが、黄色い蛍光看板が、相当大きい看板が13枚も10m間隔ぐらいで設置されておりますので、その出口に対しては、間もなくとまってくださいというような表示がある。それに関しては、そういう事故が起きていないのかなというふうに思ったわけであります。

先ほど答弁の中に、1つ、注意喚起の看板とか路面の滑りどめはしているの、そういう事故等の事例はないというようなお話でありましたけれ

ども、若干聞き漏らしたんですが、トンネル内での話は死亡事故だったんでしょうか、その辺、ちょっと確認をさせていただいてから質問させていただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 大変申しわけございません。先ほどトンネルの中では、単独事故が1件発生をしたというふうに申し上げたところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。これは、トンネル状の構造ではなくて、単独で事故を起こしたというわけで、ちょっと安心をしましたが、それでも、それでは今回この取りつけに関しましては、先ほどからも申ししているように、第2期、第3期トンネルが開通するまで、開通をしたところから供用開始ということで、無理な取りつけではありませんけれども、その進入禁止等に関して、あるいはトンネルの出口等に関しては、非常に安全的にわかりやすい表示をしているというふうに私も思いますけれども、今回、大変例年になく、気温が下がる日が多く、マイナスを下回る気温が多いわけでありまして、雪のほうも多く降っておりますけれども、路面凍結防止策はどのようになっているか、県のほうでお伺いしてありますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 凍結防止対策ということでご質問をいただきました。

下塩原第1トンネルにおきましては、凍結防止用のヒーターを設置しております。設置の状況でございますが、西那須野側、下りといいますが、

それは、入る外側、進入するところから60mについてはヒーターが設置されておりまして、その後、トンネルに入って20m、ですから合計、入り口は80mのヒーターが設置をされているところでございます。

また、塩原側におきましては、トンネルの内側が20m、それから出口から塩原温泉側が、外側が15mということで、35mのヒーターが設置をされているところでございます。

なお、下り方面、塩原温泉側には、先ほど議員もおっしゃってありましたとおり、全面滑りどめの舗装を行いまして、安全対策を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今、凍結の対策も非常に長いメートルでなされているということで、非常に安心をしております。この400号バイパスの整備効果は、急カーブがなくなることで、渋滞が軽減されることや、観光地等に行きやすくなることで、地域活性化が図れる最大の効果であります。

また、一つこの路線の中で悩みがあることが、現在200mm以上の連続雨量でありますと、トンネルの入り口、がま石園地側から夕の原の竜化の滝入り口付近までが、バーが下がって通行どめになるわけでありまして、この第1トンネルの完成によって、これは回避できるものなのでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） ただいまの質問は、200mm以上降雨の際に通行どめが今回のトンネルの開通にあわせまして回避されるのかというようなご質問かと思っておりますので、お答えをいたしたいと思っております。

国道400号下塩原バイパスの整備につきましては、第1トンネル、現在のがま石トンネルの完成後、現在、これは夕の原地区になりますが、第2橋梁の工事を行っております。その後、第2トンネル及び第1橋梁を工事する予定となっております。ご質問の異常気象時の通行規制につきましては、第1トンネルが下塩原バイパスの一部でありますことから、これらの工事がすべて完成するまでは、現在の通行規制が継続されるということをお願いしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま答弁があったわけでありまして、確かに1本の道路しかありませんでしたので、今までは200mmに対して遮断されて通行どめになると。昨年もそういう日が1日ありまして、私も、この議会が、ぎりぎりまで、5時延刻まであった日だったというふうに思うんですが、その後ちょっといろいろ出られない時間帯の中で通行どめに遭いまして、解除されたのが夜中の3時過ぎということで、それから家に帰ったという記憶がございますけれども、塩原温泉にとっては、非常に通行をする方々あるいは通学・通勤、そういう住民の方々、それに加えて観光地でありますので観光客の方々が、塩原温泉に予約しても入ってこられない、あるいは時間的には帰れない、そういう事態が発生するわけでありまして。

例をとってみますと、平成10年8月27日に、那須災害の集中豪雨のときに、仙ぜんの滝が、土砂で埋まりまして、約1週間ほど陸の孤島になった、そういう経緯がございます、大変、塩原の住民の皆さん方は、この200mmに対して、危険はあるんであるけれども、非常にこの辺、敏感になっております。

私も、この第1トンネルができて、第2トンネルができ上がれば、今、遮断されている夕の原の向こう側に、塩原温泉街側に接続をされますので、これは、クリアをするというのは当然わかっていることでありまして、ずっと通ってみますと、やはり今までの災害、土砂が崩れたり、その危険性のある多くの箇所は、この第1トンネルの1,400mで大体クリアができていますので、ぜひとも建設部長のほうから、また再度、県のほうにそういう要望的なものを発信していただければというふうに思うわけでありまして。

中塩原バイパスにおいては、先ほど左折専用レーンが2月22日をもって封鎖されたということで、私、この質問書の提出最終日が2月21日でありましたので、その翌日にこの質問した結果が出たということで、左の左折レーンが封鎖をされたということ、大変、中塩原バイパスに期待しておったわけでありまして、あの接続を見たときに、当然、日塩もみじラインに上がっていくところで、以前は、昭和62年12月にオープンしたハンターマウンテンのスキーの時期で、大変混雑をするということで、県の土木のほうも、配慮していただいて、左専用レーンを設置していただいたと思うんですが、その設置のところに信号機がありまして、またその信号機で、直進、左折レーンもありますものですから、その左折とぶつかってしまうのではないかなというふうに懸念をされていたわけでありまして。また、その交通量によっては、左折専用レーンと左折した車が、つながることが可能で、そういう危険性もあるところから、信号機をふさいで、直進までふさいでしまうんじゃないかなと、そういう心配があったわけでありまして、今、部長の答弁のように、これは、改善がされて、封鎖されたということで安心しております。

次に、2に移りたいというふうに思います。

福渡地内において、防災工事や道路台帳の整備なども今年度中に完了するので、24年度中に移管されるということで答弁をいただいたわけであり、この管理移管は福渡橋から宮島橋までの区間であり、市から県に移管する道路、それが、先ほど答弁にあったように2路線で道路延長が1,979m、そしてまた県から今度は市に移管される道路の部分が3路線で5,445mということで、若干計算をしてみますと、市が管理をする市道が、約3.5kmほど多くふえてしまうということが発生するわけでありますけれども、これについて、道路整備あるいは除雪等を含めた維持管理等経費はどのぐらい積算してふえるものなんでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 移管に伴う経費の関係ということでご質問いただきました。

これまで県と市が、管理移管を前提といたしまして、維持修繕を行ってきたところでございますけれども、年度内にはすべての整備を完了する見込みとなっております。管理移管後、しばらくの間は、特に移管された区間につきましては、必要と思われる修繕はありませんので、除雪を含めた年間の維持管理費用につきましては100万円程度と現在のところ見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 維持管理的には、よほどのことがない限りはその程度の金額で維持管理できるのではないかとということで、若干、3.5kmというふうにふえているものですから、どのぐらいかというふうに興味があったものですから、心配があったものですからお聞きをしたわけでありま

す。

また、もう一つの問題点、移管の問題点といたしましては、昨年3月11日の大地震の後に、さらに地盤が緩んでいたんでしょ、4月中旬にまた大きな地震があったわけでありますけれども、その地震の影響により、国道400号線沿いの畑下地区内において落石があり、大規模な復旧工事がなされたわけであります。これに関しましては、約5カ月間ほど主要道路が通行止めとなったわけでありますけれども、今後こういう大きな災害が起きた場合に、当然、市独自の予算あるいは人的にも足りないというふうに当然思いますので、こういう事態が生まれた場合の復旧工事は、どのように県が、支援というか、携わっていただけるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 有事の際の対応ということのご質問かと思いますが、国道400号の福渡橋から宮島橋の区間につきましては、市道といたしまして管理が移管されるという予定でございます。大規模災害が起きた場合には、災害の復旧事業ということで、国庫補助によりまして対応することになります。また、大規模な落石対策の復旧工事になりますと、議員ご指摘のとおり、現場対応等も含めまして、技術的にも市単独ではなかなか対応が難しいと思われまことから、技術的な支援が受けられますよう、栃木県に対しまして、今後、要請をしまいたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） そのように市単独では当然できない、そういう有事の際の復旧工事になるかというふうに思いますので、ぜひその辺は、

県とがっちり協議をして、覚書ではありませんけれども、そういうところでしっかりと協議をしていただきたいというふうに思います。今回の移管においては、先ほど3.5km市道がふえるということをお答えいただきましたけれども、まさにこの市が移管を受ける道路、逆に市が県に移管をする道路に関しましては、バイパス方面ですので、ずっと福渡橋から宮島橋までバイパスを通ってみますと、ほとんど土砂災害等が発生をしない地域、地形の道路が隣接をしているというところでありまして、今回、県から市に移管される道路に関しましては、本当に福渡橋から宮島橋の間、土砂災害あるいは随時崩れが見えるような場所が、こちらに集中を今度するわけでありまして、その辺は、しっかりと県との市長も、県には強いパイプを持っておりまして、そういうところで協議をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の に移らせていただきますけれども、中塩原バイパスに伴う誘導看板の設置についてということで、先ほど観光部長のほうからなるお答えがあったわけでありまして、中塩原バイパスが開通することによって、非常に利便性を持つ道路になったわけでありまして、その反面、この近隣市町あるいは全国すべてに言えることではありますけれども、バイパスができたことによって、交通量の流れ等が変わるわけでありまして、その辺が懸念されておまして、塩原温泉街への入り込み客数が減少するのではないかとということで、以前から、観光関連の業者の皆さんから声が上がっておりまして、これも塩原温泉活性化推進協議会を中心として要望してまいったわけではありますけれども、今回、実現をするわけでありまして、新規設置が4カ所、表示変更が9カ所ということでお答えをいただいて、今回の新年度予

算に、新規事業として、案内標識サイン設置費として360万5,000円が計上されているわけでありまして、予算を通過しての話でありますけれども、この設置に関しましてはいつごろになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 設置の時期はいつになるかということでお尋ねいただきました。

今、議員がおっしゃいましたように、今回の当初予算におきまして、案内標識設置予算ということで360万5,000円予算化をさせていただきます。議決をいただきまして、できるだけ早急に、もう場所とかどのポールにつけるとかということも、警察とか関係機関と打ち合わせ済みですので、なるべく早く、すぐに春の観光シーズンに入ることもありますので、なるべく早く設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 設置に関しましては、今、お答えいただいたように、もう本当に5月の連休等が参ってまいりますので、できれば至急に誘導看板の設置に取り組んでいただきたいというふうに思います。

この看板設置に関しましては、新たなポールを立てて設置するものなのか、あるいは県の標識等の看板に、そういうものを利用して接続するのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 基本的には、既存の9カ所につきましては看板そのものを取りかえるということでございますけれども、新たにつける4カ所につきましても、できるだけ、既存の標

識が立っているところもありますので、そちらをお借りして2段につけるとか、そんなことで今のところは考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。少しでも観光誘客の誘導に反映できると思いますので、できるだけ早い時期に設置をお願いしたいというふうに思います。

今回、国道400号下塩原バイパス及び中塩原バイパスについて質問をさせていただきました。国道400号線は、茨城県水戸市から那須塩原市、大田原市等を横断し、福島県会津地域に至る産業経済の活動の一大幹線道路であり、観光地である塩原温泉郷へアクセスする主要な国道であります。当地域の生命線となる重要な路線でありますので、現在、第2期トンネル工事が開始され、さらに第3期トンネル工事と進み、安全、また渋滞緩和として、そして観光地への誘客が図れることを望み、この1の質問を終了させていただきます。

続きまして、大きな2番に移らせていただきます。

観光行政について。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、またその後の福島第一原発事故の放射能被害により、塩原、板室温泉を初めとする観光業界は、大打撃を受けています。

そこで、今後の対応、対策についてお伺いをいたします。

今後の広報事業として、どのような事業を行っていくのか、お伺いをいたします。

市長の公約等に、原発風評被害からの産業再生・振興とありますが、観光関係の幹部職員公募制導入についての考え方を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齋藤議員の質問にお答えいたします。

今、本当にあのときを思い出しながら、質問を聞いておりました。というのは、昨年4月、私、県議選の選挙がありまして、板室あるいは塩原、那須温泉も、選挙区で、どこへ行ってもどこにとまって街頭をやろうがだれにも邪魔されなかった。なぜか一人も人がいなかったんですよ。一人もいない。通りを通っていない。だから、どこへとまろうが大丈夫、そして集まってくる、話しているのを聞いてくれる人は、社長とか専務とか奥さんとか、そういう方ばかりなんです。どうしたんですかと言ったら、お客さんが来ないんで、従業員は、休みになっている、あるいは解雇したと、こういうものが、この3つの温泉地ひとしくそういう状況で言っていましたよ、戦後の大混乱時より今はお客がだれ一人いないと。本当に茫然自失、こういう状況を目の当たりにしておりまして、今回の市長選についてもその風評被害の影響は、大分回復したとはいってしましても、7割、8割程度におさまっているということをかながみまして、この広報あるいは私の公約、こういうことについての質問でありますので、答弁をさせていただきますけれども、この質問については、5日の日の吉成議員の質問にもお答えしております。というのも、観光あるいは農産物の風評被害、これは、市内はもちろん、県内や首都圏でのキャンペーン、あるいは本市の安心・安全をPRしたほか、ふるさとイベント出前キャラバン隊による独自のキャンペーン、PRを行ったと。そのほかについても5日の日に答弁をしております。

そんなことを参考に、もし再質問があれば、もう少しお話しさせていただきます。

さらに、広報事業と相まって、観光の振興の切り札になると思いますが、風評被害を払拭するた

めに、どうやってお客さんをお呼んでくれるんだと、
こういうお話であります。

これは、市の基幹産業、観光産業は全く大きな
基幹産業、平年ベースですと、1,000万人を超す
入れ込みがある市なんて、余り聞いたことはありません。
那須塩原は、そういう意味では恵まれている
んですけども、極端に目減りを感じるのは、
ふだんたくさんの方が来ているものですから、
目減りを感じていると、こういうのも実態かと思っ
ております。こういうことを払拭するために何が
大事かといいましても、これは、今、手をこまね
いていると、人の来ない時代に、これはどこの観
光地でも一緒でありますから、市の営業マンとし
ての、そういう機能を持った経験が豊富で、ある
いは人的なネットワークも持ち合わせた外部の人
材を登用することが有効ではないかと去年から考
えていた内容であります。

幹部職員の公募をこれから、新年度に入ったら
余り期間を置かず、積極的に検討して手を打って
いきたいと思っております。

公募の理由なんですけれども、一口に、じゃ市
はどうやったら営業マンができるんだということ
ですが、これは、よく首長、これは知事も首長も
同じなんですけれども、トップセールスというの
が今の社会の風潮でありまして、これは、お客さ
んを連れてくるというより、どちらかというとい
工業団地を誘致するとか、そういうところに非常
に重要な役割を担っているわけなんですけど、し
かし観光についても、トップセールスを含めた実
際にお客の来てもらえる、そういう機能を備え
た職員公募することによって、市の体制にも、
士気にも大いにいい効果が出るのではないかと、
こういうことで公約に入れさせていただいたこと
をご理解いただきたいと思います。第1回目の答
弁いたします。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま市長のほうから
答弁をいただいたわけでありまして、広報事
業といたしましては、さきの吉成伸一議員の
会派代表質問に答えたとおりのこと、若干、
市長のほうから答弁をいただいたわけありま
すけれども、観光、農産物においては、市内、
県外をふるさとキャラバン隊等で行う、ある
いは地元イベント等では、那須ブランド等の
展示を行い、市内観光関連にはパンフレットの
配布をしていく、あるいは今回5月にオープン
をするちまるショップの情報発信ゾーンで
行っていくというような答弁があったという
ふうに思いますので、これを踏まえて再質
問させていただきたいというふうに思いま
す。

それでは、ふるさとキャラバン隊にしまし
て、昨日、櫻田議員のほうからも質問して
おりましたけれども、これについては、ど
れぐらいの人数を擁して、あるいはキャラ
バンの地的にはどの辺に行くのか、お知
らせを願いたいというふうに思いま
す。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ふるさと
出前キャラバン隊の活動状況ということ
でございました。

これにつきましては、今、議員おっしゃ
いのように、昨日の櫻田議員の質問に対
してもお答えをしたところでございま
すが、人数的には、通常、キャラバン
隊そのものは、3人一組ということ
で、それが2班あるわけなんです
が、交代交代ということで出動して
ございます。イベントの行き先によ
っては、キャラバン隊だけでなく、
塩原あるいは黒磯の観光協会、あ
るいはおかみの会の皆さんととも
に出かけてPR活動を実施して

きたところでございます。

場所的には、昨日もお答えしましたように、首都圏のJRの駅とか特設会場あるいは県内の会場等ということでございますが、若干つけ加えて申し上げますと、県外としましては、東京都庁前広場あるいはJRの新橋駅前広場、SL広場、それからお台場、さらには、きのうは姉妹都市でひたちなか市というふうにお答えしたんですが、新座市のほうにも行ってございます。新座市の国際交流デー、市民収穫祭というイベントがありまして、そちらにも行ってあります。あとは、県内につきましては、宇都宮市の子ども科学ランド等も行ってございます。あとは、定期的に東北自動車道で各種のイベントが、これは東北の支援絡みもあるんですが、佐野サービスエリアと那須高原サービスエリアで定期的に行っておりますので、そちらにも、毎回ではないですけども、できるだけ行くということで、さらにはハンターマウンテンのスキー場のいろいろなイベントがございますので、そういうときにも行ってございます。そのようなことで、あときのうも言いました那須ガーデンアウトレットですね。

ということで、現在までは47回ということで動しているわけですけども、この先、3月末に向けましても、さらには埼玉県戸田市のイオンモールでの催し物なんかもございますので、そちらにも出かけるということで、最終的には、58回で、延べで467人という体制になる予定でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ふるさと出前キャラバン隊に関しましては、今、答弁があったように、58日間、467人というかなりの行動範囲で、また各種団体の協力を得て一緒にキャラバンしているということで、本当に実のある企画ではないかなと

いうふうに私も思っております。

次に、今回、ことし5月22日に東京スカイツリーがオープンするわけでありましてけれども、これに、栃木県も参入するとちまるショップが7月1日の4階にて、全市町が参加オープンをされるが、アンテナショップの機能と面積についてお伺いをしたいというふうに思います。物販機能あるいは情報発信機能、バックヤード等の面積はどのぐらいか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 東京スカイツリーへのアンテナショップについてのお尋ねでございます。

場所は、東京スカイツリータウンの中の東京ソラマチという商業施設がございます。その東街区4階に栃木県で設置をすることで行ってまして、その機能につきましては、今、議員がおっしゃいましたとおり、物販、それから情報発信、さらにはイベント等の開催、バックヤードということでございます。

店舗の概要でございますけれども、店舗の総面積につきましては160㎡でございます。そのうち、物販のスペースが120㎡、情報発信のスペースが20㎡、そのほかバックヤードとして20㎡という内訳でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） このアンテナショップをオープンするに当たりましては、当市もかかわってくるわけでありまして、今年、新年度予算に観光振興推進費として栃木県アンテナショップ協議会に76万3,000円を計上しておられるわけでありまして、この費用負担の考え方はどのように県となっているのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 設置につきましては、オール栃木体制ということで、県と全市町が参加して協議会を設置してございます。そこが設置主体ということでございますけれども、店舗の設置の費用そのものにつきましては、概算で1,650万というふうに聞いてございますが、これにつきましては、全額、県が負担をすると、設置につきましてはですね。運営の経費につきまして、県と市町で負担をするということになってございます。今のところの概算の見込みでは、年間2,600万円ほど運営経費がかかるというふうに、これは、それぞれ出店される皆様方からのテナント料はいただかないと、すべてこの運営費用の中で賄うという考えでございまして、それをさらに県が2分の1、関係市町で2分の1というふうな形でございます。先ほどの76万何がしについては、初年度についてはとりあえず人口割で計算をしましょうということになってございます。来年以降は、そこにプラス売り上げの要素も入れて、費用負担をというふうな今のところの考え方であるというふうに聞いてございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、このアンテナショップにおいて取り扱う商品については、どのような商品を販売していく予定なのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 取り扱う商品の考え方ということでございますが、先ほどの協議会の中での取扱商品の基準というものが一つございます。これにつきましては、当然ながら県産品ということで、県内で生産したものと。その中で、

農林水産物につきましても、県内で、生産、収穫をされたものということでございます。当然ながら、品質とか衛生管理については、適正に行われていて、法令には違反しないということが大原則でございますけれども、那須塩原市といたしまして、関係する観光協会さんと商工会さんにお呼びかけをしている中では、市内生産の那須塩原らしい食品、農作物、それから特産品、そのようなもので、那須塩原市のイメージアップにつながるような物品ということで募集をさせていただいているところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、その物品につきましては、当初の7月1日のオープン時には、那須塩原市が関係する商品等はどのようなものなのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） これは、1月24日現在ということで、その後ちょっと取りまとめを県のほうでもしていないものですから、その時点ということでお答えを申し上げますけれども、県全体では、農産物関係につきましては22社で35商品というふうに聞いております。そのうち、那須塩原市では、那須塩原ブランド品に認定を受けている農家なんですけれども、1社で1商品を出店予定と、農産物以外の商品につきましては、県全体では、218社、1,237商品ということでございます。那須塩原市につきましては、このうち、13社、61品目ということで、その時点ではなっております。これは、随時募集を受けつけておりますし、こちらからも呼びかけをさせていただいておりますので、5月のオープン時には、さらに変わると思いますか、ふえるのではないかとというふうに考え

てございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、このアンテナショップへの参加をする参加側にとっては、こういう参加料というか、テナント料というか、そういうものが発生するものなのでしょうか。また、この出品によって、販売によって、市全体のとちまるショップでの売り上げをどのくらい見込んでいるものなのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 出店に要する費用関係でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど言いましたように、テナント料は、出店者は無料であるということございまして、店舗の運営につきましては、宇都宮市のろまんちっく村を経営しておりますファーマーズ・フォレストが当たるということございまして、出店者につきましては売上高の8%が販売手数料ということでお支払いをするという内容でございます。商品の管理等も、ファーマーズ・フォレストのほうで、荷受け、商品管理も担当するというところでございますが、それで売り上げはどのくらい見込んでいるのかということでご質問いただきましたが、まだ商品全体のどういうものかということも、まだ出そろってございませんので、予想等についてもちょっと申し上げられない状態でございますが、当初の、先ほどの県のアンテナショップ協議会の全体の考え方では、ショップ全体として年間2億円程度を見込んでいるというふうなことで聞いてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。まだオー

ブンをしていませんので、大体の概算で、全体的に2億円くらいを見込んでいるということでありまして。この22日にオープンするスカイツリーも入るチケットが完売をしていて、入れないという状態でありまして。また、先ほど品目を聞いたわけでありましてけれども、全体で、218社ですか、1,237商品ということで、どのような商品が並ぶのかはわかりませんが、先ほどの販売機能の坪数が120㎡ということだと、若干数えてみますと36坪くらいしかないわけでありましてけれども、この辺の管理等もどうするのかは疑問でありましてけれども、先ほどこの全体の把握は、ろまんちっく村ですか、ファーマーズ・フォレストのほうで管理をするということでありましてけれども、先ほど部長の答弁によりまして、この那須塩原市がショップに展示販売をする品物に関しましては、こちらで選定をするわけでありまして、その選定に関しましては、どこを市が携わるのか、あるいは違う団体に任せるのか、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 出店する商品あるいは出店する企業の流れにつきましては、呼びかけにつきましては、先ほど言いましたように、市のほうから、それぞれの物産協会とか、それぞれを通じて、観光協会とか商工会を通じてはしますが、直接の申し込みはアンテナの運営協議会のほうに直接するというにはなっております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、情報発信ゾーンでは本市の観光をどのように発信していくのか、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 情報発信につきましては、先ほど言いましたイベントのスペースがございます。そのほかに、発信ゾーンにつきましては、大型ディスプレイがありまして、そこで常にDVDの映像が流れてPRをすると、そのほか観光パンフレット等を展示というか、お持ち帰りできるようにしておくということですが、さらにはインターネットの検索なんかの機能も兼ね備えているということですが、先ほどの店舗ではございませんが、県内の各市町が全部そこでやるということになりますので、その中身については本当に厳選して発信していきたいかなというふうに思います。それよりも、イベントスペースの活用が私どもにとっては重要なことというふうに思っておりまして、これも、県内全市町で使うわけですので、毎日はもちろんできません。やはり土曜日とか日曜日とかをねらいついて、今のところ、六、七回は使わせていただけるのかなということで考えておりますけれども、その際には、先ほど言いました各種団体の方ともご相談申し上げながら、効果的な、もちろん先ほどの市長の話じゃないですけども、トップセールス等も含めまして、イベントについては有効なやり方を実施していければというふうに考えておるところでございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ありがとうございます。

それでは、の市長の公約の幹部職員公募制導入についてに移らせていただきたいというふうに思います。

先ほど市長のほうから本当にすばらしい答弁があったわけでありまして、観光産業の発展には市の営業マンとして経験豊富な人的ネットワ

ークも有する人材を活用し、幹部職員の公募をしていくというような答弁いただいたわけでありませんが、いまだかつて人事構成でこういうような人事構成はなかったというふうに思って、非常に私は期待をしているところでございます。そこで、市長にお聞きするんですが、採用となった際には、この幹部職員の主な役割、業務というのは、先ほどちょっとお話がありましたけれども、もう少し詳しくお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 再質問にお答えいたします。

この点については、実は自分の体験に基づいてもう以前から考えていた内容です。というのは、今、例えばよそからお客さんに来ていただくといっても、なかなか観光協会では全国にその手が伸びません、旅館組合でも。そういう意味で、専らこういう世界で活躍のできた人、こういうものについて公募したい。これは何も国内だけではありません。

今、中国からのお客さんを非常に日本全体で期待しているんですけども、これについても幾つかの壁があります。過年、上海にある日本観光振興機構というところ、これは国土交通省のキャリアが所長を務めておりましたけれども、お邪魔をした折に、向こうの旅行会社の方とお話し合いをして、私も全く知らなかったけれども、簡単に中国からお客さんを呼べないということがはっきりわかった。その一つは、中国では、幾らでも海外旅行したいけれども、今、旅行に行っているのは、9割は初めての海外旅行なんで、日本に行ったら、ゴールデンルート、いわゆる奈良、京都を見て、富士山を見て、秋葉原で買い物をして5泊6日で帰ると、これがゴールデンルートで、それ以外、

どういう魅力で、この那須塩原、こういうほうに足を運んでもらえるのかというので考えたときに、手がないわけではなかったんですね。多分、岡部社長、ご友人だと思いますけれども、鬼怒川のナミキさんという女性社長、このホテルにはたくさん中国の人が来ているんです。それから、呼ばれて那須のある大きなホテルにちょっと来てみてくれというんで行ったことがあります、このときは、もう言葉が飛び交って、中国だけじゃない、韓国もタイも、本当に東南アジアの人がたくさんいました。5日間満杯だと、どうしたのと聞いたら、アジアのアーチェリー大会を開いたら満杯になったというんですね。那須のホテルです。鬼怒川については、なぜ来るかというのは、私は行ってわかったんですけども、社長にお会いしたら、向こうで、十何年間、中国で暮らして、生活をして、そこでたくさんの人脈を持って、そのために、契約書がなくて、電話で対応しながらお客を呼んでいると、こういう話も聞いて、独特の商取引があるんだなということを知ったために、やはり本当にお客さんと呼ぶのであれば、そういう細かいところまで少しは理解をしている方が公募に応じてくれれば、私は実現が可能なことでもあると思っています。

というのも、何といても栃木県は、物すごい工業県なんですけれども、出荷が9兆円超えていますから、農業も2,600億で全国10番以内、似たような形で、それを小さくしたのが那須塩原なんですよ。

その中で、所得は高いんですよ。普通、所得を見ると、工業と農業、その産業から所得を受けていると思っている方が多いんですけども、これは全く違って、例えば栃木県に観光で入れ込んでいる客数は、去年は統計を見ていませんけれども、関東甲信越で、東京はちょっと除きますが、

断トツで栃木県が、1番、8,000万人以上入っています。

そういうようなことで、観光から得る収入、だからホテルの経営ではなくて働いている人、その人たちの収入が底上げしているんですよ、この地域の所得をですね。そういう意味で、全国でも、本当に今はだめだとはいいいましても、近々の統計によると、1人の所得が310万を超していると、この底支えが観光であると、観光立県なんです、栃木県は。

そういう意味で、非常に観光については、私も、板室温泉から市議員にさせていただいた者として、長年、調査研究をしながら今日に来ておりますので、できるだけ、今、齋藤議員の質問にお答えできるような、そういう配慮をしながら、観光行政のトップに立って頑張りたいと、こう考えております。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 大変、今、市長のほうから、本当に観光に関しての誘客に関してのすばらしい事例を挙げて、答弁をいただいて、本当にうれしい限りで、もうこれで質問をやめたいぐらいに思っているぐらいであります。先ほど中国の誘客について、市長のほうからノウハウまですべて答弁をいただいたわけでありまして、本当にまさに情報では、中国の方々が、日本、人口全

部、1億3,000万人ぐらい旅行したいという方々がたくさんいるというふうにお聞きをしているわけでありませぬ。

この統計をとってみますと、中国の方々が、日本に来て買い物をする1人当たりの金額というのが9万6,000円だそうであります。それが、5人家族であると、単純に計算してみますと48万円という、そういう金額が、この旅行によって、経済効果、落ちていくわけでありませぬ。

きのうも櫻田議員の質問にあったように、このインバウンドも市長は、視野に入れて誘客していく、幹部をつくっていくということでありませぬので、アウトレットなんかも利用しながら、この地にぜひこういう誘客の図る幹部をとということで大変うれしい答弁でありませぬ。

採用時期については、会派代表質問の吉成議員にお答えをしたように、お聞きしたように、平成24年度中に募集をかけて、採用を実施していくというような答弁がありましたけれども、本当に今、市長からいろいろな夢が広がる誘客についての構想をお聞きしました。

また、過日の答弁にもありましたように、人事については適材適所に配置を考えていくとのことでありませぬ。私は、この部署についても、適材適所、機能が、迅速に観光関係者との構想が密になされるように、観光行政が主に集中している塩原支所内にこういう人材を配置して、板室温泉との観光団体の核となる部署をつくり上げてはどうかというふうに思いますけれども、市長のお考えをお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これは構想を含めて答弁させていただきましたので、ただこれは現実としてまだ公募が実行されたわけではありませぬ。そ

れにあわせて、やはりせっかく公募するのであれば、機能的にも、最もその機能の発揮しやすい、そういう部署を視野に入れながら配属等についても考えていきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 大変、言うことはありません。そういう構想が市長の中にあるということは、大変この観光行政にとって本当にすばらしい考えであるということで、まだまだ話していただきたいんですが、3の項目に移らせていただきます。

続いて、3の公認野球場の建設についてでありますけれども、今日、多くのスポーツ競技が実施されている中で、野球は、全国的にも興隆をきわめ、本市においても、学童野球、少年野球、硬式少年野球、高校野球、一般社会人野球と多くの層に愛好されているスポーツであります。

現在の本市におけるそれぞれのチーム数、人数をお伺いいたします。

球場の施設利用状況をお伺いいたします。

現在の野球施設の問題点等についてお伺いいたします。

公認野球場を建設すれば、市内愛好家はもとより、県内外からの野球合宿誘致ができ、経済効果にもつながると思っておりますが、建設に対する市長の考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 公認野球場の建設につきまして順次お答えをいたしたいと思います。

まず、現在の本市における野球チームの数、それから人数についてでございますが、学童野球が、21チーム、517人、少年野球が、10チーム、288人、それから硬式少年野球が1チームで30人、高校野球が4チームで101人、一般社会人野球が73チームで1,478人、合計109チームで2,414人となって

おります。

次に、球場の施設利用状況でございますが、野球場といたしましては、くろいそ運動場の野球場、那珂川河畔公園運動公園の野球場、塩原運動公園野球場、そして関谷南公園の野球場がございます。合計で、平成22年度には、延べ616日、2万7,697人が利用しております。また、野球も利用できる多目的運動施設といたしまして、くろいそ運動公園の補助球場、にしなすの運動公園の多目的運動広場、三島体育センターグラウンドがございます。延べ526日で5万6,892人が利用しております。

次に、現在の野球施設の問題点等についてでございますが、現在の野球施設の問題点といたしましては、まず公認野球規則にのっとった野球場ではなく、観客席が少なく、大規模大会の開催に不向きであること、それから、より安全性を求める利用者の声に対応する設備が不十分であることなどが挙げられます。

最後に、公認野球場の建設についてですが、これらの問題点や財政負担、経済効果などを検証する必要がありますので、現在、修繕も含めた体育施設の整備計画を検討しており、くろいそ運動場、野球場の改修も計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） ただいま答弁をいただいたわけでありまして、那須塩原市の野球人口が多く、それぞれ県大会あるいは全国大会を目指して、日々、練習や大会に臨んでいる者、また野球をこよなく愛し健康管理の一環として楽しんでいる者と、野球に取り組む姿勢はそれぞれ違うわけでありまして、野球を人生の励みとして楽しんでいるわけでありまして、

、 に関しましては、数字と状況であります

ので、1点だけお聞きしますけれども、ただいまこのくろいそ運動野球場を初めとする4施設において利用状況がなされておりますけれども、この利用状況を見てこの施設が足りているかどうか、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 先ほどお答えしましたように、野球場といたしましては一応4施設持っているわけですが、中でも、関谷南公園、それから那珂川河畔運動公園の野球場、これら2つにつきましては、年間におきましても相当な利用日数がございます。200日を超えている利用日数でございます。

それから、くろいそ運動公園の野球場につきましては100日ちょっとの利用でございますが、塩原運動公園野球場は年間大体70日程度の利用ということでございますので、若干、利用日数等については差が出ているというふうな状況でございます。全体といたしましては、現在の施設で過不足はないものと考えております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） わかりました。今の状況では大丈夫ということで理解をいたしました。

それでは、現くろいそ運動野球場の規定についてお伺いをしますけれども、両翼あるいは中堅までの距離は何メートルか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。また、フェンスの素材的にもお知らせをいただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） くろいそ運動公園の野球場のサイズのお話でございますが、両翼につきましては現在90mでございます。それから、セン

ターにつきましては120mの距離になっております。それから、フェンスの素材ということでございますが、くろいそ野球場のフェンス、下のほうはコンクリートの壁になっております。上のほうがネットフェンスになっている状況でございます。議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 現在の公認野球場の規定は、両翼320ft、97.534m以上、中堅が、400ft、121.918m以上となっていることから、この球場が、狭いことがわかりかというふうに思います。先ほどの規定についての質問でありましたけれども、安全性から見ても、実は昭和62年に、埼玉県の高校野球部が、公営施設で練習中に、外野飛球を追って背走した選手が、フェンスの基礎コンクリートに激突して、頭部を打撲、2週間後に死亡したという事故が発生して以来、プロ野球界を初め、球界を挙げて緩衝ラバーの設置がなされてきたわけでありまして。この安全対策についてはどのように認識されているか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） これにつきましても、先ほどお答えをさせていただいておりますが、特に、今、議員がおっしゃられましたラバーフェンス等の安全対策、それからくろいその野球場で言いますと、防球ネット等の設置等ができておりませんので、そういった点におきましては不十分であるというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） この緩衝ラバーに関しましては、約20年前に、多額の経費を要するのであるけれども、全国、主な野球場で設置が次々と実現されてきたわけでありまして。この県内の球場も、ほとんどが、この緩衝ラバー設置が完了しており

ます。平成19年10月には、全国すべての都道府県に、緩衝ラバーの設置ということで、高等学校野球連盟から施設管理者に提出をされていることがありますけれども、本市についてはいまだに設置がなされていないということで、全国の状況を申しますと、もう20年たっておりますので、その張りかえ、2回目の張りかえの安全対策が終了しているというような状況でありますので、その辺を認識していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、本当はワーニングトラックについてもお話をしたいんですが、次にいきますけれども、この緩衝ラバー設置においては、必要最低限、安全対策でありますので、私が以前からコンクリートの危険性について訴えているさなか、市長、残念ながら、平成22年、ついこの間、4月25日に、くろいそ球場で、フェンスに激突をして、指2本を骨折、前歯を4本折ったという、そういう事故が発生をしておりますので、ぜひこの市で、こういう整備については、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありまして。

また、この外周整備でありますけれども、これまでに、飛球飛び出しによる観戦者や、あるいは隣接する施設利用者からの苦情、あるいは事故等の報告があったかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 野球の飛球、ボール飛び出し事故はということでございますが、平成21年に、くろいそ野球場の隣接しておりますテニスコートのコートハウスがございまして、そちらのほうの窓ガラスが割れたと、そこまでボールが飛んでいって、割れたというふうな事故が1件ございます。それから、野球場とテニスコートの間に

道路の部分があるんですが、そこに、年に数回、ボールが飛び出したということがございますが、幸い今のところ事故等あるいは苦情等には至っていないというふうな状況でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） くろいそ運動野球場の改修についても、体育施設の整備計画の中で計画をしていくというふうな答弁がありましたけれども、そろそろ具体的に、どのような改修をされ、何年度ぐらいにこの建設に向けての実施をされるかということで、市長、答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今、教育部のほうから答弁がありましたが、現在、計画のもう詰めの段階に入っております。ただ、これは、スポーツは野球だけでもなくて、間もなく本市においてはテニスの全国大会なども開催されると、こういうようなこともあって、いろいろ兼ね合いの中でやっておりますけれども、知っている人は知っているんですけども、私も、野球少年、真っ赤っかに染まった時代がありまして、そのよさは十分理解しております。連盟の会長なんていうのも、合併までずっと十何年か、この地元の軟式野球ですけども、務めた体験もありまして、その当時から、やはりこの今の規定に合ったラバーをきちっと張った、そういうものがないと、4つある高校の野球大会も本市で開けなくなってしまうよと、こういうような提言を幾度となく聞いてまいりました。

そういう形の中では、やはりできるだけ早い時期に整備をするべき事柄の一つと心得ておりますので、ぜひ教育部と協議の中で実現に向けて努力したいと思います。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今、市長のほうから前向きな答弁をいただいたわけでありますので、この野球場に関しては、本当に情熱を持って、この地から、甲子園を目指す子どもたち、そういう者が数多く甲子園に出場して、テレビの中継に至っている子どもたちが多いわけでありますので、また社会人野球に関しましても、欲で野球場をつくってくれということではなくて、危険性があるという部分も含めて、市長、ぜひ近いうちの建設を私は夢見ておりますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

また、この地域にとっては、非常に涼しい夏季の時期に合宿等が来るわけでありますけれども、以前にも合宿等で誘客を図っている旅館、ホテル等も、板室、塩原にはあります。しかしながら、整備が整っていないということで、断念をされてしまうことが多くあるわけであります。例えば、1チーム50人として、1週間、7日間でありますと350人、それが100人でありますと700人という、そして7日間ですから2,100人という誘客が図れるわけでありますが、最後に市長、この合宿誘致に関して観光との兼ね合い、どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今、数字を並べられましたけれども、何かはつきり覚えておりません。ただ、これは、合宿、さっきアーチェリーの話をしましたけれども、スポーツ関係の合宿というのは、きのうも朝早くゲートボール大会にお邪魔したら、これは、もうたくさんの方がゲートボールをやって、地元の旅館を使っていると、こういう話で、そういう面でも、我々のことを忘れて、グラウンド整備をお願いしますとも言われてまいりまして、こういうことをあわせると、合宿してお客さん呼び込むというのは、極めて、もう本当に

イロハのイみたいに確実な話でありますので、私も、この点については、もう本当は、これは、体系だってきちっとしたものをもう少しつくとともにふえるのではないかなと、こんなことを頭の中では考えておりますので、ぜひ、検討、努力の範囲にきょうは答弁としてはとどめておきますけれども、努力をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 今回の野球施設の質問は、単に、選手、観客、応援者、また周辺施設の安全確保だけではなく、こういう施設を充実させることによって、将来ある素晴らしい子どもたちの野球レベル向上をさせることができるわけでありませぬ。最近的那須塩原市の野球レベルを紹介しますと、一般の部では、高松宮杯県大会優勝、県知事杯大会優勝、市関東大会の出場、また少年野球の那須野ヶ原ボーイズにおいては、茨城県常総学院あるいは文星芸大を初めとする高校に進み、甲子園球児が数多く輩出されております。

その中でも、黒磯中の原君においては、全国ボーイズリーグ800チーム、沖縄から北海道まであるわけですが、その中の20棒ジャパンをしょって、メキシコ大会で、世界大会でエースとして優勝し、最優秀投手賞を獲得するなどの選手も輩出しております。

今回、3点について質問をさせていただきました。阿久津市長において初めての定例議会でありましたので、公約あるいは市長の考えを主にお聞きいたしました。阿久津市長が就任して1カ月足らずであります、着任2週間目には渡邊政策統括監を登用し、予算編成等を見直し、18億円近い予算の確保を実現し、6月補正によって調整はするものの、各部また各団体に一石を投げ、それぞれの分野で波紋が上がり、議論する場が現在も持たれております。これも一つの改革だと思ひ、私

は高く評価をしたいというふうに思ひます。

渡邊政策統括監においては、京都大学出身の滋賀県女性知事で有名であります嘉田由紀子知事をおば様に持ち、以前は、高槻市、そしてその時代に橋下知事から特別参与として活躍なされておりました。このようなすばらしい人材を本市に登用できる阿久津市長の太いパイプに、今後の市政運営に大きな希望を私は感じます。

平成24年度には、観光版幹部職員の登用をすることにより、塩原、板室温泉旅館、ホテル等、また関係団体に夢を与えていただける新しい風もぜひ引き起こしていただくことを願ひ、一般質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、13番、齋藤寿一君の市政一般質問は終了いたしました。

傍聴人の皆さんに申し上げます。

地方自治法及び那須塩原市議会傍聴規則の規定により、傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨としなければなりません。私語、拍手は厳禁とされておりますので、これを守るようお願いいたします。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

ただいまより一般質問を始めます。

それでは、まず1番からです。

震災、放射能対策についてです。

震災対策の進捗と放射能対策では、国の政策の後退などにより、どのような影響があるかとらえているのか伺うものです。

小学校、保育園、公民館などの公的施設の震

災対策に拡大が見られるが、耐震化の進捗と課題をどのようにとらえているか。

です。広域行政組合が放射能に汚染された焼却灰等の処理費用を東京電力に賠償請求しました。市が今まで放射能対策に要したすべての費用を東電に賠償請求すべきと思いますが、市はどう考えているか伺います。

です。原発事故により汚染されたごみの焼却灰・汚泥の処理や定まらない仮置き場の問題など、国にどのような要望を行うのか。

です。国に対し、県や指定された8市町と連携し、後退する国の放射能対策の撤回と財政支援の要望はどこまで進んだのか。

以上、4点について伺うものです。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 議席番号10番、高久好一議員の市政一般質問にお答えいたします。

まず、震災、放射能対策における公共施設等の耐震化の進捗と課題についてであります。保育園につきましては、3月5日の公明クラブ、吉成伸一議員の会派代表質問に、教育施設の進捗は3月7日の鈴木紀議員の市政一般質問にお答えしたとおりであります。教育施設における耐震化の課題につきましては、同一敷地内で、教育活動を実施しながら、耐震工事を進めることとなるため、児童生徒等の安全確保や教室等代替スペースの確保が必要であり、それには、教育現場と十分に調整をし、効率的に事業を進めていくことだと考えております。

市営住宅の耐震化の進捗状況につきましては、平成21、22年度で市営中層住宅4棟の耐震診断を実施したところ、稲村団地1号棟の耐震性が確保できていないことが判明したので、平成23年度に

耐震改修工事を実施し、市営中層住宅の耐震化率は100%となりました。

課題としましては、準耐火づくり低層住宅の耐震診断が未実施であるため、市有建築物耐震改修計画の策定も含め、今後、検討していきたいと考えております。

次に、放射能対策に要した費用の東京電力への賠償請求についてですが、東京電力福島第一原発事故に伴う損害は、基本的に要した費用は東京電力に請求すべきであると考えますが、現在は国により除染等に関する補助金の交付申請が開始されたことから、まずはこちらを優先して進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、焼却灰や汚泥の処理、仮置き場等の国への要望についてと の要望の進捗については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

焼却灰や汚泥の処理、仮置き場等の国への要望につきましては、昨年12月21日に、指定廃棄物の迅速な処理のため、国の責任において、早急に最終処分場の確保及び除染によって生じた汚染土壌等保管するための中間貯蔵施設の確保等を盛り込んだ放射性物質の除染及び廃棄物等の処理に関する緊急要望書は、県知事、市長会、町村会の連名により提出しております。

また、県内の汚染状況重点調査地域に指定された本市を含む8市町の首長及び知事の連名で、中間貯蔵施設及び最終処分場の確保に加え、除染に関する財政措置について、比較的、線量の高い地域と同等に講ずるよう、放射性物質汚染対処措置法に基づく除染等の実施に関する緊急要望書を3月9日、あすでございます に国に提出する予定でございます。今後も、国に対しては、引き続き県や市長会と連携し、廃棄物処理や除染等が迅速かつ効果的に実施できるよう、実効性のある対応を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁をいただきました。

既に前の議員たちが質問いたしまして、答弁が出ているのもあります。私のほうは重ならないようにできるだけ気をつけながら再質問していきたいと思っています。

1番の小学校、中学校、保育園等の問題に関しては、今までにも耐震化率が、耐震化を進めたものとして小中学校がまだ進んでいないという思いでいましたが、先日、68.3%まで対応したと、そういう答弁が既に出ています。なかったものとしては、市営住宅稲村が既に対応したと、耐震化率100%を達成しているということも出てまいりました。

耐震化を進める上での課題という点では、やはり子どもたちが学校で使っていると。使っているその校舎とあわせながら安全にどうやっていくかという点で、どうしても夏休みとか、そういうのを利用するというようなことになるんだと思います。ぜひこれも、早目にやっていただきたいと、そういう方向でお願いしておきます。計画のほうでは、平成28年度までに終了するというのが既に答弁で出ていますので、それを待ちたいと思っています。そのほかの点でも、これから仕事を進めていく中で、恐らくいろいろな問題が出てくると思います。それらもあわせて対応されるよう要望しておきます。

賠償の問題です。2番、3番と賠償の問題を提起いたしました。今、3月9日ですか、県などと一緒にそういう要望を国に出していくというお話がありました。私たち日本共産党は、昨年6月議会、9月議会にも、放射能の問題はすべて東電に責任がありということで、すべての費用を賠償

すべきという提起を行ってまいりました。そうした中で、県とともにそういった方向に進みつつあるというのは評価していきたいと思います。

それから、今回、市が平成24年度の予算の計上に放射能対策費15億1,500万円、こういう予算を計上しました。新聞を見た方、多くの方は、那須塩原市はすごいよと、15億円もかけるんだよという話がまず先行しています。そういう中で、よく見ていきますと13%が約90%です。これが国からの委託事業ということで、先ほど部長の答弁の中にもありましたが、この15億円の中の13億円が、国のほうから財政的には補償されているということがあります。そうすると、残りが計測器や放射能対策費ということになります。そうであればあるほど、この問題は、しっかりと東電のほうに賠償請求をしていっていただきたいと思っています。

この費用が回収されれば、市民から預かった大切な税金がそっくりほかの必要なものに使えるということもありますので、ぜひこれからもそういった方向で進めていっていただきたいと思っています。

それから、この中で、那須塩原市が特別に考えていることとか、これから考えなければいけないなと思っていることがあったら聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 費用の請求は先ほどお答えしたとおりでございますが、放射能対策全般的にわたっては、やはり平成23年度と同様に、基本的に現在の放射エネルギーといいますが、それらを測定しつつ公表していくというのが原則でございます。そのほか、数々の答弁の中でお話ししてありますとおり、食品のゲルマニウム半導体検知器による食品検査、3月1日から始まっているわけなんです。その継続とあわせて、市長のほうからも答弁がありましたとおり、15歳以下の児童生徒等

のガラスバッジによる被曝線量の調査、あわせてこの結果等を見てのホールボディカウンターの活用と、健康調査等をやるという部分です。

それと、優先的に順位を決めまして、いわゆる0.23mSv以上、現在あるところの除染と、これは民間宅地等も当然含まれるわけでございますが、あるいは農地、将来的には山林等々についても計画していかなければならんと。それらについて除染計画のほうで定めていきたいというふうに思っているわけでございますが、それらに対応するための方向づけ及び作業面では風評被害等の対策をやっていきたいと。

これが、全体的な那須塩原市としての平成24年度、当面の放射能対策の大きな流れというふうにご確認いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

食品検査と健康検査、これを継続的にこれからやっていきたいと。そして、除染に関しては、高いところから優先的に、計画的に進めていきたいということ、そして風評被害も取り組みたいということでございます。私たち日本共産党は、この仮置き場という問題、大変、住民の合意を受けながらやっていかないといけないという、そういう立場から、中間貯蔵という問題の先送りという形ではなくて、最終処分の方法と場所を示しながら、住民合意を尊重しながら進めること、仮置き場の設置も、自治体任せでなくて、住民合意を貫きながら国の責任で行うこと、こういうことを提案しています。

そして、2月20日、阿久津市長にも申し入れ書を出しました。そして、市長に、議会明けにも懇談をというお願いもしているところであります。今度の放射能問題、大変見えない、におわない、

しかし危険がいっぱいある。そして、今、危険が出るのではなくて、晩発性の危険と、放射能特有の異質の危険があるということで、これはしっかりと取り組んでいかなければいけないという立場に立って進めていきたいと思っていますし、市のほうにもしっかりと対応していただきたいと、こういう立場で進めてまいりたいと思います。

4番に入ります。

県のほうと一緒に8市町で連携して国のほうに高い地域の扱いをして対応していただきたいという、そういう申し入れを国に要望しているというお話がありました。ぜひそういう立場で進めていただきたいと思います。

これで1番は終わりたいと思います。

続いて、2番に入りたいと思います。

新市長の政治姿勢についてです。

市民の厳粛な審判を受け新市長が選出されました。新市長の政治姿勢について伺うものです。

東電による原発事故は、想定外の震災か、人災か、考えを伺うものです。

日本の経済を根こそぎ壊すTPP参加に、反対の意思を表明されたが、具体的にはどのような行動であらわすのですか。

です。産廃対策について、処理施設の立地・搬入の規制強化を掲げていますが、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

以上、3点について伺うものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久議員の質問にお答えをいたします。

原発事故についての答弁になろうと思いますが、私が、県議会で最後に視察をしたのが、実は浜岡原発でございました。これは、いろいろの観点から、当時、県議でしたので、去年の10月だったと

記憶しておりますが、こういう形の中で、この判断の材料にということで、これは、会派ではなくて委員会でお邪魔したので、皆さん、おいでになっておられました、残念ながら共産党の議員はおりませんでしたけれども、専門家でない以上、ここで私が、すべてやめるとか、すべてオーケーとか、そういう判断は、非常に立てづらいと思いますが、立てられないと、こういう状況にあったと思います。

いずれにしても、党からの要望を受けて拝見いたしておりますけれども、本市も、大きな被害をこうむっておりますので、除染を初めとして、健康への影響調査、食品の安全確認、風評被害の払拭など、復旧と再生に向けて全力で取り組みたいと、このことだけはお約束をさせていただいて答弁いたします。

それから、日本経済を根こそぎ壊すＴＰＰ賛成に、賛成、反対、反対の意を表明された、その真意を答弁しろと、こういうことであります。過日の質問でも若干触れましたけれども、ＴＰＰ問題、これについて私は、多くの人と意見交換をしてきた中で、これは、全く外交問題そのものと、こういう形で認識をしておりました。では、何で外交問題に反対を表明したかということになりますと、これは、ちょっと根が深くて、私は、県議会50人の中で、職業を昔、農林業、今、農業と名乗っているのは私1人、だれも農業はおりません。

そして、ＪＡのなすのの役員を7期やっておりますから、多分、組合長より長く役員を若いうちからやっておりました。あるいは、その役員をしながら、稲作の研究会を立ち上げたり、あるいはこれは私が農協の中に立ち上げた会なんです。それから、和牛繁殖部会、これなども立ち上げて、特に和牛繁殖部会なんていうのは、当時、二、三百万円の売り上げしかなかったものが、多分、今

5億円とか6億円とか、もっといっているかもしれませんが、非常に大きく発展をしてきた。多くの若いうちからかかわった仲間は、本当に半分以上が名誉農業士として現在でも農業の指導的立場にある。こういうみずからの体験、それに基づくプライドにかけて反対をした。

ただ、なぜ賛成派とレッテルを張られたについては、これは東京のみんなの党本部代表の渡辺喜美代表がいち早く賛成を表明したからだと思いません。しかし、これは、先日も申し上げましたように、話し合いの中で、おとしなんですけれども、皆さんは皆さんの事情で、あるいは市長あるいは県議、こういうものの選挙に、これが、持ち込まれることが非常に疑問を感ずるので、皆さんはどうぞ自分の立場でやってくださいと、こういう話し合いの中で、私は自分の判断でＴＰＰ反対を明確に表明させていただいた一人です。

それで、高久議員に敬意を表するわけではありませんが、この農産物の自由化は、多分、始めて、45年、もっとたっているかな、たっていると思います。昭和37年に木材の自由化が皮切りですから、大変古くからこの問題はあって、一貫して今日まで反対を表明したのは共産党だけだと思います。この点について、評価というか、敬意というか、そういうのを感じておりますが、時代とともにとても揺れた問題で、過日話したように、ＴＰＰの問題が出たときは、国会議員の選挙にぶつけてきたんです。国の専決事項、外交問題、こういうことがあって、ただ初めてこれが地方選挙におりてきたと。

私は、性格的に選挙では、けんかはするかもしれませんが、日常生活でけんかなどをしたことは全くありません、どんな人とも。こういうちょっと穏やかな性格だと自分では思っているんですけども、こういうことで、意外とばたっと背中

にレットルは張られやすいタイプなのかもしれませんが、これに関していろいろな意見があったことについても、特別何かを根に持つとか、そういうことは一切ございません。みずからの表明としては、これについては反対であると、こう申し上げたわけです。

特に、記憶に、新しくないんですけれども、今までで一番ＴＰＰで騒いだのは、平成7年の米の一部ミニマムアクセス、自由化なんです。このときなぜ自由化だったか。それは、当時、自民党の小沢一郎幹事長がスイスのジュネーブの本部で調印したんです。そのときは、農林大臣も総理大臣もジュネーブには行かなかった。たまたまなんですけれども、私は、私以外3人の県議とそのときジュネーブにいて、新聞に何で日本の自民党の小沢さんが載っているんだろうと思って聞いたら、それがサインに行ったときだったんです。

このように、自民党がいいと言えば民主党、あるいは共産党は大反対、あるいは今度、民主党がいいと言うと、こちらは反対、それでも冷静に考えてください。今、事前交渉がどんどん進んでいます。この中で、私は、3日ぐらい前でしたが、協定が、協約が妥結しているのに、今、韓国で大騒ぎなんです。個別交渉に国会議員が押し寄せているでしょう。日本には、全くそういう姿はありません。外交問題の一環でありながら、それだけこれを批判しようとも思いませんが、それだけ日本の国対全体としては、この問題の賛成、反対は、国会議員にとっても大変悩ましくて、揺れに揺れてきた問題の一つと認識しておりますので、答弁がちょっと丁寧過ぎたかもしれませんが、私の私感も含めて、ぜひこれだけはお話ししておきたいということを答弁に含めてお話しさせていただきました。よろしくをお願いします。

それから、廃棄物の埋め立て、処理施設の埋め

立て、これは処理施設の立地・搬入等の規制強化を掲げているが、これはどうだと、こういうことであります。公明クラブの吉成議員の会派代表質問にもお答えいたしました。廃棄物行政が後退することはありません。これは明確にお話を申し上げたいと思います。ただ、これも、私は、レットルを張られるのが大変うまい人間で、うまいというか、そういう性格の人間で、あえて申し上げますけれども、5年前の県議選で、私が一生懸命街頭をやっておりますと、右翼の街宣車が来て、わきで阿久津憲二は国賊だと言っているんです。

何でこんなことになってしまったんだろうと思って、おりにいて聞いた。そうしたら、御用邸のそばに廃棄物の処分場をつくっているのはばかな阿久津憲二という県議がいるからだと、こういう理由だったんです。そこで、すぐに知事に申し上げました。こんな状況が起こっていいのか。これは選挙妨害でもあるし、それはだめだよと、知事が許認可の権限を持っているんでしょうと、私が言ったところ、私は、手足を縛られて、こうやって判こをつけているだけだと。

これは、非常に、根本的には国の法律が物すごく強い分野で、それでは言いますが、青木の産廃はだれがとめたということですよ。これは知事と極めて綿密な約束をして、私は知事の前で堂々と言いましたよ。青木の産廃は私がとめた。私は、道路をつくったり、橋をつくったりということは、言ったためしがありません。これは、なぜ言わないかということ、私がやっているのではないんです。やるように仕向けているだけ、やっているのは、県民、市民が税金を出して、その税金でやっているわけですから、だから自慢話はほとんどしません、これは。しかし、この事産廃については、とても苦い思い出というか、出来事が重なりまして、そういう意味で堂々と知事の前でも

発言をしております。

これはもう5年前の県議選のころからの話でございますが、残念ながら当時の青木戸田発赤田行きのこの産廃の大反対運動等については、もうレットルを張られていますから、私の大会とか話を聞きに来てくれる人は、その反対地域からほとんどなかったと、こういうこと言っても広がらない。では、言わないしかない、こういうような状況で今日まで来ておりますので、これは長くしゃべって納得させようとしているわけではありません。事実をお話して、総体的に判断をしていただきたいと思って、お話をいたしました。

以上、答弁といたします。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで企画部長より発言があります。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 午前中の高久好一議員に対する再質問での答弁の中で誤りがございましたので、ご訂正をお願いしたいと。

食品のゲルマニウム半導体検知器4台と申し上げましたが、簡易測定器4台の誤りでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市長の答弁をじっくりと聞かせていただきました。納得できたところと全く納得できないところとありましたが、随時詳しく

伺っていききたいと思います。

原発事故をどう見るかということで、想定外の震災か人災かというところ。判断は難しいという答弁でございました。ただ、はっきりわかったのは復旧と再生に全力を尽くすという市長の決意です。ここはしっかり受けとめたいと思います。

この問題を聞いたのは、市長が地元紙に特集で載りました、阿久津新市長の未来を担う子どもたちのためにという2月23日付の地元紙の特集です。

その中で、先ほども市長が言いました一番目に放射能の汚染の除染、健康検査、食品検査、そして2番目に放射能被害から産業再生、産業振興としての支援と原発賠償の請求の支援を掲げています。

こうした対策を実施する立場にしっかりと立てるのかどうなのか、その立場を明らかにするために、想定外の震災と見るのか、人災と見るのか、では賠償を求める立場が大きく変わってくるため、最初に質問をいたしました。

市長の市政運営方針に、未曾有という言葉はありましたが、想定外という言葉はないことが確認できました。那須塩原市、大田原市、那須町でつくる那須地区広域行政事務組合は、1月25日、東京電力に対して福島第一原発で生じた行政経費約6,488万円の損害賠償請求書を提出しました。栃木県の自治体で東電に損害賠償を請求したのは初めてです。今後も3カ月ごとに請求する方針です。

日本共産党は、原発事故による損害賠償について、全額、東電に賠償させる、そう求めてきましたので、これは評価するものです。

そこで、伺います。市長が、選挙が1月22日、市長の初登庁が24日です。那須町、那須地区広域行政事務組合が東京電力に6,488万円の損害賠償請求を提出したのが1月25日、新市長が、どうかかわったのか、かわらなかったのか詳しく聞か

せてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） そのいきさつにつきましては、ご存じのように私が、職務代理者で前市長の死亡後、対応しておりました。

広域行政の焼却灰の処理について非常に困っている時点でありました。その中で、広域の3首長さんが集まってどう対応しようかというときに、私、職務代理者として出席をさせていただきました。

広域行政は、3市町からのお金でもって運営しておりますので、なかなか予算がうまく動かせるわけではありません。いち早く歳入を確保するという点もあって、3市町、足並みをそろえて、まずは広域のほうから要望しよう。そのほかに、3市町で、今までいろいろ係っている内容についてよく精査をして、足並みをそろえながら、お互いに勉強しながら3市町ともそろって東電のほうへ請求しましょうという話し合いをまとめてありました。

その流れの中で、東電のほうに提出されたということでありますので、法的には私が職務代理者として会議に参加させていただいたという流れになっております。

もちろん、提出時点では新市長が就任しておりますけれども、途中の審議には私が参加をさせていただいたということであります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 経過がわかりました。確かに副市長の言われたとおり職務代行者という形になっていました。

賠償請求したということ、栃木県で初めてと、私のほうとしては那須塩原市単独でもやるべきと

いう話をずっとやってまいりましたが、3市町が集まった時点でもやったということで、それは評価しておきたいと思います。ほかの自治体もこれに続くものというふうに評価したいと思います。

国、東電が責任を持つとされているのは、汚染状況重点調査地域に指定されたものの、除染費用など一部にとどまっています。

私は、去年の6月と9月にも原発事故による全面的な損害賠償を東電に市が行うよう求めてまいりました。

これで2番のほうを終わります。

番に入ります、1番は終わりました。

TPPの問題です。先ほど市長のほうから答弁がありました。職業は農業だと、そういうことであれば私と同じということになります。JAの役員、農協の中核、そして農家ということでやってきたと。国の専決事項というのも、前の質問の方からそういったことも出ています。自分の体験から自分の判断で反対するというお話を伺いました。

そして、我が党が、一貫して農業の問題、食料自給率を上げる、そして国の農業をしっかりと守っていく、国の農業は日本の基幹産業だと、私たちはそういう言葉で日本の農業を位置づけています。

そうした中で、40年間変わっていないのは共産党だけと、私たちは89年間変わっていないと思っています。

先に話を進めていきます。

市長の運営方針では、農観商工連携推進事業により、地産地消の拡大や那須塩原ブランドの創出など、地域産業の活性化を進めるとありますが、TPPをどうするのかに関する記述はありませんでした。

みんなの党は賛成です。先ほど市長もそれは言いました。国が参加に踏み切れれば、本市の基幹産

業である畜産と米、地域産業も、国民皆保険制度医療や収穫後の食物に農薬を散布するポストハーベスト、30カ月齢によるBSEの牛肉、遺伝子組み換えされた農産物の受け入れなど、食の安全・安心の基準がアメリカ並みに緩和されて、築かれてきた日本の食の安全・安心、そして医療と雇用も大きく後退します。

そこで、私たち那須塩原の議会は、既に全会一致により、22年12月、TPP反対の意見書を国に提出しています。市長は、単独でも国や県にTPP反対の要望書を提出する考えはありますか。市役所にTPP反対の懸垂幕を掲げるなど、阻止のための市長が具体的行動をする考えはありますか。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 単独でやる考えがあるかとの質問でありますけれども、先ほど申し上げたと思っておりましたが、私は、この問題は国が責任を持って対処すべき問題で、私が、地域の首長、この市の首長として単独で何かを掲げて、そういうことは想定しておりません。

あとは、先ほどなぜというと、先ほどちょっと長く答弁した中に含まれていると思いますので、ご理解をいただければと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） もうちょっと前向きな答えが来るかと期待したところもあります。

に入ります。産廃の問題です。

処理施設の立地・搬入等の規制強化を掲げていましたが、公約のチラシからは具体的な対策が見えてきませんでしたので質問しました。

市長からは、私が納得できないところもあると言ったところの答えも出てきました。産廃の対策で後退することはないというところはしっかり受けとめていきたいと思います。国の法律が大変強

いことも、私たちも承知しています。

そうした中で、条例をつくったり、できかけのものもありますが、議員が力を合わせて、そして地域の人たちとも力を合わせて、何としても那須塩原市は、もう産廃は要らないという立場で、産廃の阻止に地元の人たちの協力を得ながら、地元の人たちも頑張っています。青木の産廃は私がとめているというのは、私はとても納得できません。

この産廃は、産廃対策委員会を中心として、地元の人たちが日夜を問わず取り組んできて現在とまっていると、私はそういう認識です。とても市長のような見解は、申し上げるような言い方はできないと思っています。

そうした中で、たまたま青木の産廃の話が出ましたので、青木の産廃対策委員会が、処分場の立地を求めている業者に、今までほとんど働きかけをしていないと、申請はしたが、働きかけをしていないと、そういう中で取り下げを求めるよう県に求めました。市長、もちろんこういうことは知っていると思いますが、市長はどう受けとめていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（松下昇君） 前任者でもありますし、現在も担当しておりますので、私も情報を十分つかんでおりますので、お答えをさせていただきます。

青木の反対運動はかなり長い間やってきております。正直、住民の方は、生活を持ってやっているとありまして、いつまで反対運動を続ければ結論が得られるんだということで、大変苦慮しているという、そういう前提がありまして、長々と向こうの検討期間を区切らないで、答えがないから、今、向こうは検討しているんだろうという扱いで、県はおりますけれども、それでは余

りにもひど過ぎるじゃないかというお怒りも含めて、県のほうに要望されております。それは当然だと思います。

検討するにも、ある程度の一定の期間で回答は出てくるはずですし、疑問を出した場合には、誠意を持って早目に対応するというのが社会一般常識でありますので、そういう意味では、当然に青木の委員会の皆さんが、許認可権を持っている県に、業者をよく指導してくれと、やる気がないと思われるので、取り下げを含めて、お願いしたいという話をもっともだというふうに市としても理解をしております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 青木の産廃問題について聞きました。

私のほうは、市長の今度の選挙制度のチラシ、見せていただきました。その中で、やっぱり産廃の問題の立地規制の搬入も含めての規制の強化を掲げていましたので、青木の人たちも戸田の人たちも、そして私たちも、運動が続いている間はとまっているだろう。しかし、いつ、今、副市長が言われたように、いつまでもいつまでもというのは非常にづらいものがあります。私もずっと鍋掛でそういう運動をやってまいりました。

そういうことから、青木の人たちの苦勞がよくわかります。私たちの何倍も苦勞していると思います。

そういう中で、今、副市長の答弁がありました。市長のチラシでは、今まで私たちが気づかなかった産廃対策を持っているんだ、方策を見つけたんだと、対抗措置があるんだと、どんな規制強化を見つけたのか期待するところがありました。

ただ、今までの話を聞きますと、どうもそれは選挙対策だったと、私はこう受けとめました。

市長、市長の意見がありましたら言ってくださ

い。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（阿久津憲二君） 意見があったらということですが、この件については、就任直後、二、三回、担当の部と協議をしておりますので、できれば部長、その協議の内容等を含めてお答えいただければと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 産廃の問題につきましては、市長が就任して間もなく、幾つか問題を抱えていますので、私としては、やはり市長がどういう考えかなというところの確認というふうなこともありまして、お話をさせていただきました。

そういう中で、やはり今まで3月5日の会派代表の吉成議員のときにもお話ししましたが、庁内にどうしたらいいかというふうなことでの検討委員会を平成22年に立ち上げて、議会のほうにも、産廃問題の連絡協議会、また幹事会、また小委員会というふうな組織があって、意見交換と申しますか、庁内検討会で考えていることをお話ししたいというふうなことで、進めてきましたというふうなことでの経緯等をお話ししてきております。

その中で、市長のほうから、これも先般お話をしましたとおりですが、市内の産廃施設の今までの経緯は、十分、市長はわかっておりまして、昨日も市長からお話がありましたように、産廃行政については後退しないというふうなことの確認をいただきまして、今後におきましても、引き続き、大きな壁、法令改正という大きな壁はありますけれども、国に対する働きかけ、またそれは県も同じようをお願いしたいというふうなことと、先ほど青木のお話がありましたけれども、市といたしましても、昨年、例年、県のほうに要望している

中で、事業計画を出してそのまま動きがないというふうなものに対しては、やはり指導要綱を徹底していただきたいとかというような、そういった要望も出しております、いずれにいたしましても、そういった国・県に対しての要望あるいは庁内的にも引き続き検討を進めていくということで、確認をとらせていただきました。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、部長のほうから答弁いただきました。非常に私は、期待したところがあったものですから、残念ですということしかありません。産廃が後退することはないということだけしっかりと受けとめていきたいと思っています。

これで2番を終わります。

続いて、3番に入ります。

3、小規模工事の拡充と住宅リフォーム助成制度の導入について、厳しい経済状況と震災、原発の影響を受け、市内中小業者の経営と振興支援する考えを伺うものです。

市が発注する市内小規模工事の進捗と課題について伺います。

全国で180自治体を超える住宅リフォーム助成制度の導入で、不況と風評被害に苦しむ市内中小業者の支援ができないか。

鹿沼、那須烏山市は、震災復興にこの制度の導入で大きな成果を上げていますが、導入に向けた調査研究をする考えがありますか。

以上、3点について伺うものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは、市の市が発注する市内小規模工事の進捗と課題についてお答えいたします。

市が小規模工事等契約希望者登録要領に基づき発注した小規模工事は、平成22年度実績で、契約件数34件、契約金額は605万円でした。

また、今年度においては、2月21日現在で、契約件数48件、契約金額は796万5,000円となっております。

この制度につきましては、市が発注する経緯で、履行が容易である小規模な建設工事及び修繕が対象で、登録希望者については、建設業法の許可のないもの、または入札参加資格名簿に登録されていないものが対象となることから、各年度において対象工事が限られてまいります。

今後とも、工事内容を見きわめ、制度の積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私のほうからは、とにつきまして、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

市では、地震に備えて住宅を改修する木造住宅耐震改修費補助事業や、東日本大震災で住宅に被害を受けた方に対する住宅修繕支援制度などの助成制度がありまして、住宅リフォーム助成制度の導入は現在のところ考えておりません。

なお、市内商工会では、住宅リフォームを希望される方には、那須塩原リフォーム事業に登録した業者の紹介を行っているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうが持っているデータと、年が違うのかもしれませんが、総務部長のほうのとちょっと違っています。その辺は調整しながら進めていきたいと思っています。

私のほうが検査契約課からいただいた書類、ことしもいただきました。おととしもいただきまし

た。そういう中でやってきたんですが、ちょっと金額と件数が違ってました。恐らく年数が違うのかと思いますが、私のほうでいただいたのは、24年2月21日現在ということで、平成22年度の実績という形になっています。発注件数が39件で、金額が684万7,357円、伸び率マイナス23.4%、小規模工事等契約希望者が受注した件数34件、マイナス30.6%、入札参加業者が受注した件数、22年度実績ということで5件と、マイナス37.5%と、こういうデータを私はいただきました。

そういう中で私はやってきたので、幾分話が違うところは出てくるかと思いますが、何か受注金額は100万円程度違うだけかと思いますが。

ただ、これでやっていきますと、ちょっとずれてくるかと思うんですが、全体として私のほうでもらったのは、経済状況が厳しいときからこそ、市内中小業者の支援を厚くするのが、地域経済を支えるのが原則だと理解してきました。残念ながら、当市の小規模事業制度、活用状況が、21年度に比較すると、額ともに二、三割減っていると、こういう状況です。これで、震災、原発事故の前年のデータですから、じっくりと取り組めた年なんです。去年は、件数と額の計画的な発注は難しいけれども、そういう中でも、工事内容を見きわめ、小規模工事の積極的な活用を図っていきたくて、こういう答弁をいただきました。

そこで、伺っていききたいと思います。23年度の活動について言われたのが、部長が先ほど言われた数字かと思うんですが、この制度を活用する中で、特に留意された点と今後の計画について聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 先ほどの件数の件ですけども、これにつきましては、議員にお知らせ

した件数というのは、この登録要領に基づく業者が受注した件数ということでございまして、実際に小規模工事等で発注した件数というのは、39件の金額で684万7,354円というものでございまして、資料的には間違った数字は出してないと思っております。

小規模工事につきましては、この登録制度に基づきまして、できるだけ多くの業者に受注していただくということで、年度初めには、各課に、こういった制度の周知とともに、できるだけこういった工事を出していただけるようにということで、進めてきたところでございます。

23年度におきましては、市単独の経済活性化事業というものも組みましたので、その辺の部分で修繕工事も若干ふえているという中で、先ほど申し上げました2月21日現在でありますけれども、大体14件ほど22年の実績よりも上回っておりますし、金額につきましても200万円ほど上回っているという状況でございます。

今後とも積極的な活用をしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうが、受けとめ方が間違っていたところがあるということで、ちょっと違っちゃっています。

に入っていきたいと思えます。

住宅リフォーム制度、市の単独事業なんかもあってと、古い木造住宅、那須塩原市版地域活性化事業の中で木造住宅改修補助事業というのがあってと、今のところ住宅リフォームの制度は考えていないというお話でございましたので、この木造住宅改修費事業での実績と今年度の計画はどのようになっているか、経済波及効果はどの程度であったのか、ここを教えていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 恐縮でございますが、手元に資料がございませんので、後ほどお答え申したいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 先ほど産業観光部長が答弁しました東日本大震災での住宅に被害を受けた住宅修繕支援金についての件数でございましたら、私のほうからお答えさせていただきます。

この制度につきましては、修繕費用の2分の1、10万円を上限として支援しているというものでございまして、現在3月中に、2月末までに受け付けました件数については、間もなく支払いをする予定でございますけれども、確定している金額で申し上げますと、1,129件でございまして、金額については9,976万1,705円の支出を予定しているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 結構な実績が上がっているということだと思います。そういう中で、これだけの実績が上がったということで、一定の評価はしておきたいと思ひます。

ただ、残念ながら、私ごとですが、なかなか私のほうで、今、部長が言われたのが、なかなか市街地で見つけることができません、市内で、どういうわけか。私の歩いているところが、どうもそういうところを歩いていないのかなという感じもします。私ごとですが、仕事柄、毎週100件ちょっと市内を歩きます。訪ねて歩きます。農家、商店街を含めて、古い木造住宅が、市の補助が使えて修繕できた、よかったと、こういう話が残念ながら、昨年は特に聞き耳を立てていたんですが、聞こえてきませんでした。

地震と放射能の関係や、今ですと税の申告で控

除できるのかななどの声は結構尋ねられます。入所できる介護施設を求める声もこたえ切れずに申しわけなく思っているところですが、残念ながらなかなか聞こえてこないと、改めて聞いて尋ねてみたいと思ひています。

住宅リフォーム制度、栃木県でも、先ほど部長のほうから答弁がありましたが、那須塩原市の商工会で紹介制度をやっているというのは私のほうも何度か述べてきました。

秋田県で、大変大規模に検討、88%の市町が参加してやっているというのと、栃木県でも、ようやく鹿沼と那須烏山市で、震災復興にこの制度を使って、大きな成果を上げています。

残念ながら、答えはもう出ていますが、助成額は5万円から30万円という中で、市民が市内の事業者へ施工を発注した場合に、助成するのが特徴です。

ことしからは宇都宮市が1億円の予算で1,000件の予定という話と、途中から足利市がこの制度を始めますと、大田原市も、住宅リフォームではありませんが、似た形で新築三世住宅に助成制度を取り入れるという話があります。

いずれも、定住促進と子育て環境の向上、住環境の向上、そういう中で市内の施工業者の受注機会の拡充を図るため、こういう目的で行われています。栃木県で、大田原市を除いて、全体4市ということで実施自治体は15.4%です。不況と原発事故の被害に苦しむ地域の市内中小業者の支援と経済波及効果が大きい制度などへ早急な導入を強く求めておきたいと思ひます。

ちなみに、秋田県の場合は、経済波及効果が20倍を超えているということで、数字が、2010年3月から開始され、当初は1年限りの事業でしたが、12年もやるということで、ちょっと数字が残念ながら見つかりません。

工事費が543億3,107万円、県の補助が36億4,905万円、秋田県の発表によると、経済波及効果は約853億円、23.36倍と、こういう大きな成果が出ているということです。

以上で3番を終わります。

続いて、4番に入りたいと思います。

国民健康保険の短期証、資格証の発行についてです。経済的理由によって医療機関への受診がおくれ、結果として死に至ったと考えられる事例が、2011年、全国で67人に上りました。栃木県は、国保加入者のうち、医療費の全額窓口払いとなる資格証の発行が3年連続ワースト1位となっています。

市の滞納世帯が13位にもかかわらず、短期証、資格証の発行がともに県内2位というのは、発行の仕方に問題があるのではないかと。

です。保険証の取り上げはやめ、すべての世帯に保険証の交付を行うべきと思うが、市の考えを求めるものです。

以上、2点について答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） それでは、4番の国保の短期証、資格証の発行についてお答えいたします。

1の滞納世帯が県内13位にもかかわらず、短期証、資格証の発行が2位と多く、発行の仕方に問題があるのではないかととの質問ですが、国民健康保険法で、保険料の納期限から1年間保険料を納付しない場合において、災害などの特別な事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し、被保険者証の返還を求めるものとなっています。

本市では、毎年10月の保険証切りかえ時に、過年度の滞納がある世帯で、1年以上国民健康保険

税の納付のない世帯に対しまして、弁明の機会を与えた後に、資格者証を発行、それ以外の方は短期の保険証を交付しておりますので、発行の仕方に問題はありません。

次に、の保険証の取り上げはやめ、すべての世帯に保険証の交付を行うべきとの質問ですが、納税している人と支払う能力がありながら滞納している人を同等扱いすることになりかねないので、現行のとおりといたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

国保法の法に従ってやっていると、毎年10月に1年以上滞納した人に弁明の機会を与えた上での処置であるという、そういう話でありました。

現在、私が使っているのは22年度の栃木県の集計したデータです。国保の質問をするときには、いつも言っておかなければならないまくら言葉があります。それは、市町村の国保財政がこんなに苦しくなったのは、最大の要因は、国が国庫負担を50%の半分以下の24%に引き下げてきたことにあります。そして、栃木県が、自治体の国保収納率が、東京、千葉に次ぎ、悪いのは、栃木県の保険料が高く、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べて、県民1人当たりの県の補助が10分の1以下と少なかったからです。

22年度からは、栃木県など34都府県の補助がゼロになりました。市や町の努力を県が傍観していると、そういう状況です。合併後、高過ぎる保険税に市の収納率は最下位が続きましたが、22年度には、さまざまな取り組みが相まって、88.29%と改善して14位となりました。

那須塩原市の国民健康保険世帯、このときは1万9,899世帯の中で滞納世帯が21.2%、27市町村13位、まだ合併していない自治体があったんです

ね。今は26市町です。にもかかわらず、短期証の7.8%で2位、1,559世帯、資格証は7.1%の2位で、1,410世帯と収納率が改善されてきています。

そういう中で、資格証の発行が依然として高い、こういう状態が続いています。収納率が改善されているのに、短期証、資格証が、発行が減らない理由をどうとらえているか教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 資格証の発行、それから短期証の発行についてですけれども、要するに滞納されている世帯の方とどれだけ納付についてをお願いをする、コンタクトの機会をとらえるかということの一つの手段としても、私どもは考えてございます。

そういうような働きかけをすることによって、少しでも相談の機会をふやす、そのことによって、納付の額のほうも、率のほうも上がっていったらというふうに考えてございます。

したがって、滞納している人をほったらかしにするということが一番よくないことだと思っております。ですから、こちらから少しでも呼びかけがあったら、こたえていただきたいというようなことで、啓発のほうも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。

滞納している人と会う機会をふやして放置しないことが大切だという、そういう話だったと思います。

資格証の発行と収納対策について伺います。

不況による低所得化、失業者、退職者、高齢者を受けとめるのが国保となっています。2006年から国民健康保険料滞納のため、2010年に差し押さ

えを受けた世帯が18万7,000世帯、わずか4年で倍増し、差し押さえ総額は732億円に上ったと厚労省が2月3日に発表しました。

厚労省は、05年に収納対策緊急プランをつくり、市町村に収納対策の強化を迫っており、収納率を上げるために、東京では学資保険を差し押さえるなど、強引な取り立てが強行されています。

那須塩原市では、昨年、職務遂行中の職員が暴行を受け、市民が逮捕されるという事件が起こりました。

そこで、伺います。那須塩原市の資格証の発行と独自の収納対策、差し押さえの件数と収納効果についてどうとらえているか教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 差し押さえの件数につきましては、ちょっと今、手元に資料がありませんので、ただ滞納者に対する対策というのは、強化しているということはまさしくそのとおりです。

そのことについて、滞納している人、それから納めてくださっている方、納めてくださっている方についても、お金があり余って楽々と納めてくださっているわけでは決していないというふうに思っております。何とか工面して納めてくださっている方がほとんどだと、そういう中で、納めない人が放置されて、あるいは人によっては納めない得というような、それで得してしまうというようなことは絶対に許されないというふうに思っています。

その辺のところの本当に払えないのか、実際、払う能力がありながらも、払わないで逃げ得を決めちゃおうというようなケース、そこら辺のところはよくよく見きわめながら、何が何でも差し押さえるというようなことは決してしていないとい

うことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） お話をいただきました。強化していると、公平性の面から工夫して何とか納めている人と、本当に払えない人との見きわめが大切だというお話だったと思います。本当にこの払えない人の見きわめは大事だと思います。

09年度に過去最低を記録した全国の保険料収納率が、10年度は88.6%と0.59%上昇しました。全国平均のほうが那須塩原市よりまだ0.31ポイント高いということになります。

厚労省は、2010年から保険料の減免対象者を広げたことが、収納率が上がった要因と、こう言っています。滞納が生じるのは、年間所得200万円の4人家族で40万円を超える例があるなど、国保料が高過ぎるためです。

那須塩原市、平成22年度、1人当たりの国保調定額は県で5番目に高い10万7,385円でした。一方、1人当たりの医療費は県で3番目に安い24万3,287円でした。

市民の健康への努力のたまものと、私は、こういう言葉、恐らくこれで5回くらい言っていると思います。県内平均よりも2万3,438円安く、きょうもしっかり那須塩原庁舎の前に下がっている懸垂幕、納税申告の懸垂幕が下がっています。きょうもしっかり納税のために申告に来ています。

那須塩原市の国保が、市民のために、市民に寄り添う、市民に優しい保険であるよう、国保証の扱い、市民に寄り添うことを求めて、私のこの項での質問を終わります。

以上で、私の質問、全部終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、10番、高久好一君の一般質問は終了いたしました。

ここで建設部長より発言があります。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 先ほど答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきたいと思えます。

耐震改修の戸数ということでございましたので、平成22年度は3戸でございました。平成23年度は11戸ということでございます。診断でございます。

それで、改修のほうは、22年度は1戸ということでございます。

以上でございます。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 次に、2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦でございます。通告書に基づきまして質問させていただきます。

読む前に、皆さん、私の質問も大分出ているような質問も多いです。また、過去にも何度か質問している項目も多いんですが、市長がかわりましたので、私も改めて市長の方針について伺いたいと思ひまして質問させていただきます。

それでは、1番、バイオマスプラントについて。

那須塩原市は、交通の利便性、首都圏からの距離、震災に強い地盤や地勢、豊かな自然に恵まれ、農業、観光、商業、工業がバランスよく展開されていることは自明であり、今後も持続的に発展する可能性を秘めており、そうなることは市民の願いであります。

しかし、その発展は何も努力せずに得られるものではありません。問題もあります。その中で、市特有の問題として産業廃棄物処理施設の多さと新たな施設の建設があります。

そこで、お伺いします。

那須塩原市西岩崎に建設されている那須バイオマスプラントの概要と許可までの経緯についてお伺いします。

地域住民との合意形成はとられているのかをお伺いします。

環境配慮型プラントとはいえ、産業廃棄物中間処理施設であり、一般的に自治体が好んで誘致するような施設ではないように思われますが、このような施設が我が市に許可され建設されることについて、那須塩原市市民の安全・安心な暮らしと発展を考えたときに、プラスかどうかについてお伺いいたします。

よろしくお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、3点ありますので、順次お答えをいたします。

その那須塩原市西岩崎に建設されている那須バイオマスプラントの概要と許可までの経緯についてお答えいたします。

栃木県より提供のありました資料によりますと、ご質問の施設は、小山市に本社を持つ事業者が西岩崎地内に建設している産業廃棄物中間処理施設であると考えます。

施設の概要としましては、動植物性残渣、動物のふん尿、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなどを原料とし、発酵処理を行い、堆肥を製造するもので、1日処理能力25m³の発酵棟を3棟設置するものであります。

これまでの経緯につきましては、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事業計画書を平成20年8月5日に事業者が栃木県北環境森林事務所へ提出し、その後、事前協議書が平成21年10月6日に当事務所に提出されております。

当該施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要しない施設であるため、平成23年3月23日に事前協議が終了したことから、現在、建設工事が行われている状況であります。

の地域住民との合意形成はとれているのかについてであります。事業者から提出された事前協議書には、県指導要綱で定められた関係地域等と締結した施設の設置、創業に関する協定書が添付されておりました。

の施設が建設されることが市民の安全・安心な暮らしと発展を考えたときにプラスかどうかということではあります。産業廃棄物処理施設の設置につきましては、栃木県が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに県指導要綱に基づき、判断を行うものであり、施設自体の必要性については十分認識しているところであります。本市といたしましては、産廃処理施設が過度に集中しているという状況から、社会的責任は十分果たしているものと考えております。

以上であります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、再質問させていただきます。

1つだけちょっと聞き逃したので、もう一度、これは廃掃法の許可の対象であるかどうかというところで、ちょっともう一度確認させてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） この当該施設が廃掃法の許可を要するかどうかということですが、先ほども申し上げましたが、発酵施設ということで、許可については要しないという施設でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 了解しました。廃掃法の許可の対象施設ではないということだけでも、中間処理施設であるというくくりになっているということですね、了解いたしました。

それでは、廃棄物の処理施設はないということでしたが、また1つ、この施設についてなんですけど、廃酸、廃油を使って、この堆肥をつくるということは、私もそこまでちょっと詳しくないんですが、そういうこと、その廃酸、廃油が堆肥の材料になるというふうに考えてよろしいでしょうか。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまの廃酸とか廃油ですか、廃アルカリですか、そういったものが材料になるのかということですが、私もちょっと技術的にはわかりませんが、この施設に対しての原料としては、それが入れられるというふうなものになっております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 突然そういったものは、私の中では想定外だったものですから、科学的なバイオ科学的なところで、廃酸、廃油が堆肥の中に、それが、有効に、ただまぜるんじゃなくて、有効に必要な材料となっているかどうかというところはちょっと疑問を感じるので勉強してみたいなと思うんですが、次に、では届くときに、全く、例えば残渣でも、肉とか、それから植物、動植物のものだけなのか、その中に、紙とか、それから梱包されているプラスチック類とかゴム類とかビニール類とか、そういうのは、どういうふうな形で、全く除去された形で入るのか、そういうものも一緒に持ってきて現地で処理されるのか、それについてもわかればお答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 材料がどういう形で持ち込まれるかということですが、私のほうも審査する立場にはありません。

先ほど申し上げたように、県から資料をいただいたものということで申し上げますが、先ほども申し上げました動物性の残渣、家畜ふん尿、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、乾燥肥料原料というんですか、そういうものが投入されるというふうな、資料ではそういうふうなことになっております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私も、このことについては、この施設ができるということは、新聞で、もう完成間近ということで出ていた、このことで知ったわけですけども、やはりこういう一つのことが、産廃はもう要らないという市でありますから、知った時点で、議会にも産廃対策特別委員会というのがありますので、そういったところに情報をいただけるとかはしていただきたいなど。

今のように、言葉ではバイオマスプラント、今バイオマスというのはまるですごく環境によさそうな言い方ですけども、ふたをあけてみたら、廃油、廃酸とか、そういった廃プラスチックみたいなのを一緒に持ってきて処理されているとかということがいまだ市の担当環境課でも不明だと、そういうことで、市外から物が運び込まれるという状況事態が、わきが甘いなというふうにちょっと感じますので、こういったものは、今後やはり県と協議の上で、情報をきちんと許可する以前に、寄せていただけるようなことを要望しておいていただきたいと思います。

それから、地域住民との合意形成はとれているということですが、その地域がどういう地域なのか、関係する自治会とかのエリアがあのか、関係する自治会とかのエリアがあのか、広いところにはぼつんぼつんでしょうから、ぼつんぼつんと言うとちょっと語弊があるかもしれませ

んけれども、関係者が少ないのではないかなとは思いますが、市全体として考えたときも、ほかの市民の思いもあると思うので、やはりそういったことも情報として出していきたいなと思います。

それから、情報がない中で、部長がおっしゃるとおりなんですけれども、国、県の基準によって許可をされていくということだと、2番にも関係してくるんですが、法律にのっとれば、法律に合法的であればどんどんできてしまうという構図があります。

それが過度に集中しているということにつながり、また今後ふえていくということになると思いますので、この1番については、このプラントについての概要とか、そういったものを教えていただきたいと思いますなと思ひまして、今ここで質問させていただきましたが、先ほど申したような要望と考慮いたしましたことを県に挙げていただきたいと思います。

それから、単に県の申請で県の許可だから県の指示に従うのではなくて、やはり後でも言いますけれども、市としても、こういう特有の市でありますから、わきを固めるという意味でも、行政執行部だけではなくて、議員、市民とともに考えていくような問題ではないかなと思いますので、以後、情報を出していただくよう、または県に要望するようお願いしたいんですけれども、部長として、今後、執行部のほうでどうお考えになるか、一度答弁いただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） こういった施設の今の情報の件でありますけれども、先ほども青木あるいは戸田の産廃協議会の皆さんともそういった情報については流していただきたいと思いますというふう

なことで、情報を得たときにそういったものは流しているというふうな状況であります。

今、議員からは、議会に対してもということがありますが、できるだけそういった情報は流していきたいとは思いますが、県が直接受けるというものですので、すべてが網羅されるかどうかちょっとわかりませんが、入手したものについては、やはりそういった情報は流していきたいというふうには考えております。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） では、で、私、下のほうで、終わりのほうで、那須塩原市、市民の安心・安全な暮らしと発展を考えたときに、プラスかどうかについてお伺いしますというところをもう一度、できたら市長のお考えをいただきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） すみません、もう先を見ていて。

この件についても、実はもう就任して早々に、よく部長、担当と打ち合わせておりますが、そのとき話した言葉とかは正確に記憶しておりませんので、もし部長のほうで記憶があれば……、今、質問されたその点について、ちょっとよく記憶していないので。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市長から振られたわけなんですけれども、私のほうは、ご質問のプラスになるのかどうかというふうなことに關しては、先ほど申し上げましたように、議員も先ほどおっしゃったように、市の現状がこういう状況だということで、今後、今までのように、やはり過度に集中しているという状況、これで市としては責任を果たしているだろうというふうなスタンスでいますよということでありまして、市長も、そういうふうなことで、前回というか、先般の打ち合わせで、そういうことで確認をしたということでもあります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） この件については、私も内容をきょう知ったわけなんです、バイオマスという言葉は、私も、ごみ処理とか、そういった排出物に対しては、有効な考え方だろうとは思いますが、できれば、本来なら市の酪農の排せつ物の処理とか、それから林業関係のものをエネルギー、ガスとか発電につなげるとか、そういった形のバイオマスで、しかも市のものを逆に市から外へ出せるような意味でのバイオマスプランであってほしいもので、これが、ちょっと質問していなかったですけども、市の外から来た産廃のようなものを市のほうで処理するというようなものは、やはり許可権がないものであっても、今後、市はこの現状を踏まえたならば、市民と一緒に検討して、本当に市にとって、市民にとって、将来に向けていいものかどうかというのは検討して、上で県に対しても言っていけるようにしてもらいたいと思います。

最後、先ほどの質問の中に、そういったこと、情報をきちんともらうということについて、要望していただけますかという質問を入れているんで

すが、それについてもう一度お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今の質問なんですが、要望をするというのは、先ほど私が既に要望していますというふうな、今までの中で、それは申し上げましたけれども、今の質問の要望というのは、ちょっとすみません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） じゃ、私の聞き落としだったのかもしれませんが。要望しているということであれば、国・県のほうからこういう情報が入り次第、どういう内容かも今もよくわかっていない、どういった状況で物が運ばれているとか、そういうところ、どういうところから集まってくる処理なのかというあたりは、私、ぱっと聞いただけでも興味がありますので、やっぱりこういう那須塩原市でありますから、そういった情報が、ちゃんと県と密に連絡がとれるような状況に、県とつくっておいっていただきたいと思います。

では、1番は終わりました、2番のほうに進みたいと思います。

2、赤田地内産業廃棄物処理施設について。

東武商事（株）那須環境センターにおいて、稼働5年経過後、初めて県北森林事務所が、平成23年11月24日に、排出された大気、排気を測定した結果について、平成24年1月25日、東武商事（株）より赤田対策委員会に説明がありました。国の窒素酸化物の環境基準値150ppmに対し、測定値は190ppmとなり、基準値を40ppmオーバーしました。この結果に対し、県は、行政指導として当該事業者に対して改善計画の提出を求めるとともに、この通告書を出したのが2月21日ですけれども、その日に確認しました、現在においても稼働停止としています。

そこで、お伺いします。

今後の抜き打ち検査を毎月行うことはできないかについてお伺いします。

2期計画許可後に初めて1期計画の乾燥施設の検査をしましたが、2期計画の許可以前にもし測定していれば、事業者の管理能力を審査し、許可する上で重要な判断材料となったと思われませんが、県の対応についての所見をお伺いします。

さらに、1期計画の乾燥施設はもとより、2期計画の焼却施設は、東部商事(株)が初めて行う事業であり、その管理能力に問題があることが前述のように証明されました。2期計画は、規模が大きいことから、事故が起きれば、問題が大きくなります。検査測定を強化すべきと思いますが、どう対応するかお伺いします。

地域住民の合意形成が許可の要件の一つであったが、合意形成はされないまま建築基準法第51条の許可をし、現在も事業者は地域住民の要望を聞き入れていません。そういった中で、既に基準を超えて排出されたガスに対し、許可権者である市や県は、地域住民に対して何か対応を考えているのかお伺いします。

産業廃棄物処理施設を多く抱える那須塩原市は、十分、社会的責任を果たしていると考えていますか。もし果たしていると考えれば、現行法の中で施設の建設を阻止するために、現実としてどう対処すべきかをお伺いします。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長(松本睦男君) 5点ありますので、順次お答えをいたします。

の今後抜き打ち検査を毎月行うことはできないかについてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該施

設の設置許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならないとあるように、事業者が施設を適正に管理することが重要であると考えております。

市が実施する排出ガスの測定は、あくまでそうした事業者の施設管理状況の監視や確認することを目的としており、既存乾燥施設については、年2回の排出ガスの測定を予定しております。

の県の対応についての所見であります。ただいまでお答えしておりますが、適正な施設管理はあくまで事業者の責務であり、それを補完するものが、県や市が行う排出ガスの測定であると考えております。しかしながら、このたびの窒素酸化物の基準値超過については、市としても厳粛に受けとめており、県に対しては、施設の適正管理の指導徹底を求めたところであります。

の2期計画について、検査測定を強化すべきと思うが、どう対応するかでありますけれども、焼却施設につきましても、事業者の適正な施設管理を監視や確認する目的で、既存乾燥施設の場合と同様に排出ガスの測定を実施する考えであります。また、県との合同の立入検査を実施した際にも、施設の管理を十分確認してまいりたいと考えております。

の既に基準を超えて排出されたガスに対し、地域住民に対して何か対応を考えるのかということですが、地域住民の安全・安心のため、県と合同による立入検査の継続実施並びに市独自による排出ガスの測定を行う考えであります。

の現行法の中で施設の建設を阻止するために現実としてどう対処すべきかですが、先ほどの1のバイオマスプラントでもお答えしましたように、本市には産廃処理施設が過度に集中していることから、社会的責任は十分果たしたものと考えております。このため、一地域に立地される

施設の総量規制する方策等を法に位置づけるよう、国及び県に対し要望していくことが現実的な対応と考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、再質問させていただきます。

今後の抜き打ち検査を毎月行うことはできないかについては、できるという答えはいただかなかったと思うんですが、この質問の趣旨は、乾燥施設が稼働してから5年たっているわけですよね。5年間一度も測定をこの検査日以前にはなかったわけですから、初めて検査を5年たってやったわけですが、東武商事は、地域住民に対しては、検査の報告を年に何度か出していただいています。

ここにもその資料があるんですが、一番最初が平成18年9月29日で、最後が平成23年10月25日、このNOxの排出基準は190に対して、それを100とすると、12回の結果報告があるんですが、最大のときは150に対して93.3%、これがあります。そのほか、86.6、86.7など3回ほど超えております。直近では66.7%と若干下がったように出ていた。その後が、初めて県のほうで依頼した検査機関がはかったらば出ていたと。そうすると、県がはかった、初めてというか、ジャスタートから今まで全部出ていたかどうかということは、県は判断できないですね。

要するに、自分の自主的判断で出してくる検査というのはこういう状況ですと。要するに、超えない状況のものしか出てこないんじゃないかということと、ここでは、NOx、窒素酸化物を言っていますが、実はこのデータには、ばいじんのこと、それから硫黄酸化物もありますが、ばいじんについては、県が出してきたデータと東武商事が出してきたデータでは、データで、ずば

りで言いますと、ばいじんについては0.007g/m³、その0.007に対して、県のほうの測定者のほうでは0.071、1けた大きく出ています。要するに、自主検査に対する信頼性がここで問われると思います。

ですから、先ほど公的、信頼できる県や市がかかわったところで、できればやってほしいなというふうに思いますし、この会社に対して、こういう測定をこういった会社は管理能力も検査の対象だったと思うんですね。こういう状況があったということがあれば、焼却施設についても、管理能力の判断について、判断基準が少し変わったんじゃないかというふうに思うんですが、再度、その自主検査に関してどう思うか、それから判断基準については影響があったと思うかどうか、もう一度考えをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 自主検査と県の行っているものの数値の違いということでのことでありますけれども、いずれも専門機関に依頼をしてはかっているというふうなことだと思います。

それで、県といたしましても、大気汚染防止法に基づいてのもの、ばいじん、窒素酸化物は年2回やっているということと、硫黄酸化物、それについては自主検査ということで行っているというふうなことを聞いておりますが、そういう中でも、先ほど申し上げましたように、市といたしましても、できるだけ抜き打ちでというふうを考えておりますが、年に2回行うということで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 最後の答えが年2回行うということだったのでありますが、自主検査に対す

る信頼性について聞いたわけですから、市のほうでも、信頼性を100%認めていないと、そういうところがあるから、市としても法規制以上の検査をしているんだというふうに、実質的に私は、じゃとりたいと思いますが、5年に一度で出てしまったようなことでは、あと5年たってからまた同じようなことでは困りますので、やはりこういうことが出ている以上、徹底してやっていただきたい。もう二度とないような形で、私はやっていただきたい。

何しろこの施設に対しては、5万8,000の署名簿の中で、反対運動の対象であった施設でありますので、それが何年間もの反対運動の中でできたわけですから、それがこういう結果というのは、もう非常に重く受けとめていただきたい。

ここで何度も質問させていただいていますし、市としても、建築基準法第51条は、許可権者であったことは間違いない。地域住民の合意形成も必要であったということだけでも、合意形成はとれないままできていると。今なお協定が結ばれていない理由には、部長はご存じだと思うんですが、赤田地区5部落との協定にしてほしいということに対して、地元1つの、本当に80世帯の自治会のところだけとしかやろうとしないという、そこに何の理由があるのかということだと思うんですが、この辺のところをよく理解していると思いますので、お願いばかりになってしまうんですが、そういった検査ですね。

もう一つお願いしたい、その検査の回数だけではなくて、今は、放射能の問題もありますし、法律どおりの測定項目もあると思うんですが、それ以外の項目についても、もう一度地域住民と協議の上、協定の中で結んでいくということに対して協議を進めていくということは、お考えはありますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市で測定するものは、先ほどの中で信頼していないのかというふうなことでしたが、市といたしましては、先ほど申し上げましたように、自主検査も県が行っているものも専門機関でやっているわけですから、それはそれとして信頼しております。であります、今まで地元の皆さんとの約束の中で、やはりとはいっても地元の方は、心配していると、不安であるということですから、市もそこにさらに輪をかけるというのはおかしいんですが、そういう形で検査をいたしますよというのが今までの経緯だと思います。

ということで、協定の話ですけれども、市といたしましては、NOx、SOx、ばいじん、その3つの項目について行うということでありまして、業者との協定については、地元の方が、それ以外のかねてから重金属とかというふうなことは聞いておりますけれども、そういうものについては、地元と事業者のほうで、協定の中でお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 許可をもらうという立場で、業者は出して問題のないというふうな申請をするわけですが、現実としてこのようにオーバーをしてしまう。それが、みずから出たデータであればまだいいんですが、お役所のほうではかっていただいたところで出たというところに、非常に問題があるような気がします。

また、その運営委員会というところでこの資料をいただいたわけですけれども、その内輪の話をしますと、そこに来た一番上の向こうの常務という立場にある、取締役という立場にある人の発

言としては、私たちは素人ですのと、もう5年もたって、そういう発言をしております。今まで、その許可のとり方、農地転用のとり方とか開発行為のとり方についてもいろいろグレーな対応をしてきた企業でありますので、それはやはり今までの質問のとおりご存じだと思うんですが、そういうところには一層厳しい検査をしていただきたいので、今後とも、地元との話し合いの中で、市も間に、当事者でない県の立場もあると思うんですね、県の責任もあると思いますので、そういう場合は中継ぎをしてもらおうということをお願いしたいと思います。

1、2、3と大体来たと思います。

のほうに移りたいと思いますが、社会的責任は十分果たしていると考えている、過度に集中しているが、阻止していきたい、規制もつくってきたいというような答弁だったかなと思うんですが、先ほどともちょっと関連しますが、市のほうに、自分の庭先にこういった中間処理施設、または最終処分施設、産業廃棄物の施設ができたときに、法的にだけ見るのか、やはり市民の立場に、市民の目線にと前の市長がよくおっしゃっていましたが、そういった形で要請は、法律どおりじゃなくて、市民の目線に対応していこうという市の考え方というのはあるかどうかということで、市の考え方をするかどうかについて、ひとつお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市の庭先に産廃施設ができたというふうなことで例えのお話でありますけれども、その中で、市民の目線に対するというふうな考え方ということでお話しですが、それは、当然市民の目線というのは、産廃に限らずそういった姿勢を要するということは当然必要

だというふうに思っております。

産廃については、先ほど来、何回もお話をしておりますように、本市としては、十分、社会的責任を果たしているというふうなことであります。そういうことで、できるものは何かということで、先ほど申し上げましたように、まずは法律改正をしてもらおう、あるいは県の指導要綱を変えてもらおうというふうなことは積極的に要望してきたというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 廃掃法、それからほかの法律というのは、国がつくっているもので、全国一律であるわけですが、ほかにできなくて、那須塩原市にだけできる、処分場が120はあるというふうな、前の今回の議会の一般質問の中でもそういった答弁があったと思うんですけども、なぜ那須塩原市だけ同じ法律なのにできるか、地形的、それから交通のアクセス、首都圏からの距離などがあるとは思いますが、それだとすると、矢板や大田原、または県南でも似たような状況のところはあると思いますが、その辺はどのようにお考えになられていますか、所見をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 本市になぜ産廃施設が多くできるのかというふうなことのご質問ですが、今、議員がおっしゃるように、交通アクセスですか、そういった部分とか、平地林等に適したというか、そういったものが、地形的なものも含めて、そういう条件が、業者から見れば、事業者から見ればいいという判断で、やはりここへきているというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私は、そこでとまらない、そういういい条件はありますよと、それは言いま

した。だけれども、それだったら矢板だってインターチェンジのそばに山林はあるんじゃないですかとか、山を削って埋め立てているのが西岩崎ですから、なぜ、じゃもうちょっとそこをよく見ないと、法律どおりにやったらこれからもできるという、今とめようとしているわけですから、那須塩原市特有の問題は何かというところを部長職であられて2年間やられてきたわけですから、今、部長職のご見解を伺ったわけですが、その対応が規制と、規制に当たっても、今まで、やはり五、六年間の闘いの中で、一つも法規制で進展したものはないように思います。

ご存じだとは思いますが、栃木県の、これは東武商事の件ですが、地域の住民の合意形成が要る要らない、工業専用地域で要らないというのは、これは栃木県であって、群馬県、茨城県は、そういう規制はない。栃木県がそういう規制を緩和している。緩和というんですか、厳しくしていないというんですか、逆に言うと法ではないので。それは、そういう考え方、全然、用途地域に関係がなくやっているところというのは、栃木県以外には多分幾つもあると思います。ですから、そういうところをしっかりと県や国にはっきり言っていたきたいと思います。

ここでちょっと建設部長のほうに質問をさせていただきますけれども、私は、2回、都市計画審議会に出ています。2回目の都市計画審議会のときに、審議委員の中で、最終処分場は、那須塩原市はどれくらいあるかというふうな質問をした方がいて、それに対して県は幾つあると言ったか覚えておりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） ちょっと記憶にございません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） たしか一緒に出ていたのではないかと。私は傍聴席にいて、部長はいらしたと思うんですね。そのときに那須塩原市の商工観光課の会長もいらっしゃいましたが、2回目のときに、だれも発言はしなかったんですが、1けたでしたね、五、六ぐらいしかないよというような言い方で、そうしたら、そういう発言のもとに、審議委員の皆さんは、2回目は5分ぐらいで審議が終わって、中間処理施設の許可がありました。ありましたというか、答申に対して問題ないという回答を同じ県のほうに渡したと思います。県、西那須野ですか、那須塩原市のほうに返しています。

県の都市計画審議会、そこには、都市計画課や建築指導課が、正確にはわかりませんが、かかっている中で、なぜ120もあって、県は4だというような認識なのか、記憶にないですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 最終処分場が120というふうな数え方とありますが、中間処理施設の数が今1けたというふうなカウントの仕方ではなかったかというような記憶はしておりますけれども、詳細な件数についてはちょっと記憶をしておりません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今、ちょっとこちらから情報が出たんですけども、稼働中が4ぐらいだと、終わったものが120というのが市の見解だと、最終処分場、そういう見解の中です。

ですから、今のは、県の認識について、那須塩原市と県の認識がちょっと違うんじゃないかというあたりを聞き取った、考え方の違いがあるんじゃないかというふうな思ったんですが、その辺のところを踏まえて、市長の第51条の出し方、許

可してくださいというような、問題がないので出してくださいというような第51条の出し方だったと思いますが、そこで、今後、市長が、建築基準法第51条のただし書きを出すようなことがあったら、私は、その前のときは、前の市長とは仲がよかったわけでありまして、市長の考え方としてなんです、不許可にして、事業者から行政不服審査を訴えられるような市の方針はとれないかというふうにお願いしたわけですが、それはできなかったということですので、そういう道はあったという立場で、今後、逆に市長、もし再度同じような案件が出てきて、市長がそういう立場になったときに、市長は、どういう考え方を、今の段階ですけれども、お持ちになるかということだけちょっとお聞かせいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） いつも最後に、最も重要なこと、ところが私、この件でトラウマがありまして、県議時代に大反対運動が栃木市で起こって、このときの裁判に負けて、反対運動の皆さんが、栃木市、15億の損害賠償が確定した事件を目の前で見えておりました。このとき、多分、平成6、7、8年のその時代ですけれども、県議会が間に入って半額にして、ただし反対ではできないということで、時の栃木市長、亡くなった鈴木乙一郎さんが、多分、90haに及ぶ市有地を売って、7億5,000万円のお金を払ったと。

ですから、この法を犯して、物をやっていくというのは、非常にこの法治国家としてぎりぎりの選択をしなければならぬ場面がありますので、この場で本当にいい答えを話したい気持ちはやまやまなんですけれども、そういうみずからのトラウマも依然としてありますので、これらについてはご理解をいただきたいと思います。でき得る限

り、可能な限り押さないで済む方向を求めて努力することはお誓いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 法律に逆らうことはできない、法治国家ですから、それはごもっともな話でございます。

最終処分場、それからそういった施設ができるということに対しては、基本的には、土地を売らないとか貸さないとか利用させないということが一番の特効薬ではないかと思えます。これからの今の現行法の中でできるというのは、そういったことを市民の中に醸成していくという、そういう施策をこれからも続けていただきたいと、新しい市長になってよろしくお話ししたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。

3番、東日本大震災瓦れき処理について、東日本大震災による瓦れき処理を被災地は困っておりますが、各地方自治体は受け入れを拒んでおります。そこで、お伺いします。

近隣市である本市として、どう考えるかをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 大震災での瓦れき処理につきまして、近隣市である本市としてどう考えるかということでお答えいたします。

本市は、放射性物質汚染対処特措法により、汚染状況重点調査地域に指定されておりますので、今後、除染実施計画に基づき除染が進むことにより、多量の廃棄物が発生することが予想されます。このため、受け入れにつきましては、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 質問しておきながら、全国的にもきょうも秋田県が話題になっており、きょうもNHKの朝のニュースでは、秋田県が宮城県のものを受け入れるなどの話が出ていましたが、おっしゃるとおり、ここは、福島のみならず、放射能の問題がなければ、もっと積極的にできるのかなということがありますが、放射能問題があるということではありますが、私は、ここで一言お願いというか、私の考えを述べさせてもらって、できれば協力はしてもらいたいとは思いますが、本市も高い放射能に汚染された地域でありますので、その辺の技術的なものと科学的なものをよく検討した上で、国も補助金等が出るということもありますので、東京や静岡のほうに持っていくよりは、この地域で考えることも必要ではないかなと思うので、よく本市としても、日本の復興のために向けても、慎重に、十分に検討していただきたいなと思います。

4番に移らせていただきます。

行政改革について、国の借金は1,000兆円を越し、団塊の世代が支えられる側となり、世界最速の高齢化とともに、社会保障の自然増だけで毎年1兆円規模となる状況の中で、消費税が2015年には10%となる可能性が出てきました。これ以上に、将来世代に借金をふやし続けることはできない状況にきていると思っております。

また、本年度の本市の一般会計の当初予算は412億6,000万円ですが、市民税は183億2,971万6,000円であり、全体の44.42%に当たります。本年度の市債の発行額は26億8,950万円であり、前年に対し20.7%増で4億6,210万円となっております。

新市長は難しい財政運営を当初から強いられる状況であると思われまふ。その中で、市長は、みずから給与を30%カットし、退職金手当を2,000

万円近くカットし、行財政改革の必要性と約束を果たしたわけでありまふ。

そこで、お伺いいたします。

職員の待遇に関する方針とロードマップをお示しくださいます。

国・県の補助金を当てにして、行政運営を続けることは可能だと思ひまふか。それとも、自立した財源は確保していかざるを得なくなると考えていますか。また、自主財源を確保する施策があるかお伺いいたします。

経常収支比率が宇都宮に次いで2番目に悪い指標であることについて、市長となつてのご所見をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めまふ。

市長。

市長（阿久津憲二君） お答えいたします。

この今、質問項目で話されたことは、非常に重く常に私は受けとめておりますが、議員として話すところということになります。私はこの裏にあるものをいつでも見ているんです。というのは、特に気になること、これは貧困の拡大ということなんです。貧困をなくすための生活保護、この法律があるのに、何でこんなに貧困が進行するんだと、これは、市民から見ると、この行政と同じレベルで物すごく困っているのが多い。これは憶測ではありません。OECD（経済協力開発機構）で、6年前、日本は、加盟30カ国で物すごく貧困と格差の進んだ国で、これを早急に是正するようにと、こういう勧告を受けていたんです。なるべくこういう話は表に出さないのがいいと、多分そういう判断で余り人の目に触れることはありませんでした。

困った貧困をどうするかというのは、貧困のセーフティーネット、社会のネットがありまして、この1つ目が雇用です。困った人のために。

2つ目がこの社会保障、3つ目が公的扶助、これはいずれもとても不安な状況に今置かれておまして、こういふことで、いわゆる生活保護以下の世帯、もう本当の貧困というのが全国レベルで言うところと15%を超しておまして、間違いなく栃木県でもそういう状況にありまして、一番弱い人たちが、露出された状況で、社会で生活をしていると、こういふことがいわゆる表裏一体になって進んできているから、私は決意を示したというのが真相であります。

そこで、お答えをしたいと思っておりますけれども、市の職員のロードマップ、これは、市の職員の公募についてのお尋ねでありますけれども、24年度中には実現をしたいと考えております。その他、人件費の削減あるいは柔軟な人事配置、転換及び民間委託等の人事制度改革については、運用上、可能な部分についてはことしから取り組んでみたいと考えております。

また、条例改正等が必要となる部分については、国の動向を注視しながら、平成25年度には実現すべく推進し、必要に応じて、市職員基本条例の提案を目指していきたいと考えております。

次に、国・県補助金を当てにしない行政運営の可能性の質問についてもお答えいたしますが、まず私は、国・県の補助金や交付金がなくても、市の行政が運営できることが、これがもうだれもの理想であります。しかし、国税、地方税の関係などの税制面からも、補助金、交付金の制度は、これからも続くと、続かざるを得ないと認識しております。地方財政法の第16条では、国から地方公共団体への補助金の交付について明確に規定されております。これらのことから、今まで同様の行政運営が続くものと思っております。

現在、本市の歳入における国・県支出金や地方交付税及び各種交付金などの依存財源の割合は、

平成22年度決算で市債を含め45.2%となっており、これらに依存せずに行政運営を継続することは、現状においては困難であると考えております。

また、自立するための自主財源の確保の方策について今後検討してまいります。1つ記憶にあるのは、ふるさと納税、今、県もやっておりますけれども、この第1号が旧黒磯市にありまして、同級生のおじさんが、タケイハクユウという方で茅ヶ崎に住んでいて、籍を移してもらっただけで、もう十七、八年前ですけれども、8,000万円、9,000万円の税が直接入ったと、ただ事業をやっていく上でとても難しく、短期間でそれは解消されましたけれども、これは、ふるさと納税、ここから出身、出た人が東京にいて、納税の一部をここにというのはなくて、直接ここに住所を移してもらおうという制度がなくて、なかったんですけれども、やったことがあったと、こんなことも検討していくべきではないかなと今思っている、思い出したわけでありまして。

また、現在も進めておりますけれども、各種の収納率の向上対策事業や、使用料、手数料の適正化、企業誘致の推進、さらには教育、医療の生活関連サービスの向上、環境保全を通じた農林業支援など行うことで、活力あふれるまちを整備し、交流人口、定住人口の増加につなげ、税収を図ることも、地味ではありますが、大変重要な方策と考えております。

経常収支比率に対する所見についてであります。これは硬直化指数とも見られておりますけれども、県内でワースト2位であることについては、これは問題があると考えております。要因として、きのうの早乙女議員の質問にもございましたが、これまで合併後、事業の積み重ね、特に大きな一廃棄物、焼却場等の積み重ねで増加したのではないかと、こういう分析もあるわけがございます

が、これは間違っていないと私も思っています。人件費の削減や将来の人が負担することになる公債費の抑制などは、これは、どうしてもどこかでは、時限であっても下がっていかねばいけないうことだと考えております。徐々にではありますが、改善の傾向があらわれてきているのも現在の状況でありまして、これについてはもう敬意を表しておきたいと思えます。

私は、行政サービスの低下をできるだけ避けながら、財政の健全化に向けた努力は全力を傾けてやっていきたいと考えておりまして、第1回目の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

まず、1番については、今までの前出の質問の中に大分ありましたので、温かい、早急にやるのではなくてというような雰囲気があって、多分職員も信頼もしていると思えますので、前議員の言葉をかりれば、北風と太陽であれば、まさに太陽という形とやっていただければなと私も同じように思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、2についてですが、これは3とも一緒なんですけれども、やはり私も、選挙中、市長は、硬直化があるということは言っていました、市長じゃない方が、このままだと夕張市のようにになってしまうというような発言があって、同じ県議でありながら随分見解が違ふんじゃないかなと思っておりましたので、市長が、この市の職員の中に入ってみたら、どういうふうになるかなということで、なっのご所見をとということだったんですが、私は市会議員として、那須塩原市の財政状況は全部ここ数年黒字ですし、経常収支比率は高いですけれども、だんだん下げてきています。それから、震災がなければ、財政調整基金もあり

ましたし、市債も減ってきていたところからすると、決して乱暴な運転はしていなかったというふうに感じていましたので、違うんじゃないかなと思ったものですから、そんなことでちょっと伺いしてみたかったと、そのようなことなので、私は、この那須塩原市は、市長もおっしゃっていますように、高いポテンシャルがあると、私もそういうふうには思っていますので、ただ、今までと、市長に期待するのは、安全なのと積極財政と中間という形があるんですが、もう一度期待して、観光のほうでとか新たな事業で税収を上げるとか、それから統括監に来ていただいたりして、市の中でも一回見直してもらおうと、人事から何からすべて、そういった形の2つの両輪でやっていただくということに、私は非常に期待しておりますので、必ず現状維持以上に上がっていくと私は思っていますので、ぜひよろしく願いしたいと思えます。これで私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（君島一郎君） 以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

発言の訂正

議長（君島一郎君） 市長。

市長（阿久津憲二君） きのう膨大な量の質問をいただきまして、早乙女議員からだったかなと記憶していたものですから、吉成議員だったそうですので、これは訂正をさせていただきます。

議長（君島一郎君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き会議を開き
ます。

松田寛人君

議長（君島一郎君） 次に、3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 始めさせていただきます。

本日最後の質問者でございます。

議席番号3番、松田寛人、柔仁会でございます。
市政一般質問通告書どおり質問をさせていただきます。

先ごろの選挙戦、余り選挙戦の話をしませんが、
いろいろ問題が起きますので、なるべくしゃべら
ないようにはいたしますけれども、新市長、阿久
津市長、誠におめでとうでございます。今後ともよ
ろしくお願いを申し上げます。質問に入らせて
いただきます。

まず最初に、総務省職員について、那須塩原市
初となる総務省派遣の新しい取り組みについて伺
います。また、関連についてもお聞きいたします。

派遣職員の目的、位置づけ等について伺いま
す。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君の質問に
対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この質問については、過
日もお答えしておりますけれども、総務省からの
派遣職員の目的、位置づけ等についてお答えいた
します。

渡邊政策統括監については、行政改革に取り組
んだ経験や、他の地方公共団体において幹部職員
として働いた経験を本市において生かし、私を補

佐し、市役所のパフォーマンス向上に寄与すると、
こう期待して派遣の要請を行い、実現した次第で
もあります。

また、先日お答えした答弁の中には、別な文言
で、渡邊統括監、内閣官房行政改革推進室に勤務
をしております、国家公務員制度改革基本法制
定に当初から深く携わるなど、公務員制度改革に
造詣の深い職員が今必要であると、こういうこと
もあわせて考えての登用でありました。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

きょうもたくさんの傍聴の方が来ておりますの
で、なかなか統括監のことが皆さんに周知してい
ないかなと思いますので、統括監に少し質問をさ
せていただきたいなと思っております。

那須塩原市によろそ来ていただきまして、あ
りがとうございます。

統括監、那須塩原市は、来てどんな感じがする
ような市でしょうか、お答えをお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） 政策統括監の渡邊で
す。初めての答弁ですので、若干緊張してしま
いますが、多少考慮していただければと思います。

那須塩原市の印象でございますけれども、本当
に来て思ったのは、非常にポテンシャルの高い市
だということでございます。よく言われる話なの
かもしれませんが、新幹線の駅があり、かつ高速
道路のインターがあり、さらにはそういう意味で
の東京とのアクセスのよさに加えて、自然の豊か
さ、温泉を初めとした各種の観光資源等もありま
して、そういうものをうまく活用すれば、本当に
より一層発展できるまちではないかというふう
に感じております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがたいですね。那須塩原市、以前、統括監は大阪府高槻市の副市長でもあったということをお聞きしましたが、人口的に言うと4分の1ぐらいですか、那須塩原市は11万7,000人、多分、高槻市だと40万人いるのかな、36万人ですか、大変大都市だとは思いますが。

今まで国のお仕事をしてきたというのは存じ上げておりますが、どうですか、この小さい市、11万7,000人の市として、国でお仕事をしているときと直接住民とかかわりあうようなこの市政運営についてはどのように考えているか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） 国との違いというようなご質問かと思いますが、私は、大阪の高槻市という場所にもかつておりまして、そういう意味では、基礎自治体と、それから国、国の中でも内閣官房という場所に何度か行ったことはありますけれども、そういう意味では、各省庁よりもより現場から離れた場所の経験もしております。ある意味、両極端の経験をこれまでさせていただきましたが、それぞれ、非常にいい部分、それから悪い部分というのが、悪いと言いますとちょっと語弊がありますが、あったと思っております。

常々ずっと国のほうにいて思っていたのは、私は、例えば郵政民営化とか公務員制度改革とかにも携わりましたが、自分の頭の中にあるイメージと実際にそれが実行される先であるところの各地域という部分、その部分の顔が正直言ってよく見えない、そういう意味では、常に政策を立案しているときでも、自分が独善に陥っているんじゃないかと、そういうような不安を常に抱えな

がら、政策の企画立案をしまいいりました。実際、大阪の高槻市に参りまして、最初は政策統括監、それからその後、副市長になりましたけれども、実際に現場で、いろいろ小中学校で抱えている問題から、現場で土砂災害に起きれば、そこにも行ってというような経験をしまして、私が漠然として持っていたイメージと問題意識と実際に現場で起きていることというのは、ある程度似ている部分があったというふうに感じまして、私自身、自分の国でやってきた政策自体が、それほどの外れではなかったというふうに感じさせていただいたのは非常にいい経験だったと思っています。

それで、ただ一方で現場の市役所の職員の方々といろいろ話をされていて、市役所自体の逆に問題点というのは、若干感じた部分はあったんですけども、本当に地方分権と、あるいは地域主権と言いかえてもいいのかもしれませんが、そういう時代になっている中で、どうしても指示待ちになってしまっているところがあるというのが1つと、それから先ほどの那須塩原市のポテンシャルの部分も申し上げましたけれども、自分の市がどれぐらいいいものを持っているのかというものが、なかなかずっと、余りにも現場に近過ぎるがために、見えていない部分があったんじゃないかなと。

そこで、実際、私が、外から来た人間として、いろいろと外からの目で職員の方といろいろと意見交換させていただく中で、高槻市の職員の人も、自分たちの行っている市政に対しても、非常にまた誇りを持ち、さらには新たに自分たちの市持っている強みを生かし、いい市政にしていこうという形で動いていていただいたと、そういう意味で、私自身は、2年間弱でしたけれども、非常にいい経験をさせていただきまして、そういう意味で、本市におきまして、同じような形で、私の知見も若干生かせる部分があれば生かしながら、

職員の方々といい市にしていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） いろいろな施策、いろいろな国の内閣官房室だったんですよね。私も、以前、国会議員の秘書をやっておりまして、私は、総務省じゃなかったの、国土交通省だったので、国土交通省にはいろいろ足を運び、同じく内閣官房はあります。大変な業務なんですね。本当に寝る時間を惜しんで、仕事をやっているというのが内閣官房の仕事でございます。はっきり言えば、内閣のかじ取り役をやるのが内閣官房ということで、僕もできる限り内閣官房室の関係者にとってはお手伝いをした経験があります。

どうですか、内閣官房室にいるときと今の統括監の仕事の内容としては、どちらが、どちらというわけもないでしょうけれども、どちらが大変でしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） どちらが大変かということでございますが、なかなか答えづらい質問でございますけれども、物理的な意味で言いますと、それは、内閣官房のとき、月に300時間残業というときもありましたので、そういうところを比較しますと、物理的には楽はさせていただいていると。ただ一方で、責任という意味では、非常に重い部分があると思っております。内閣官房のときというのは、一つの、私も一人の歯車としてやっていた部分がありまして、私の上に上司、さらにまた上に上司という形でありましたから、私が何らかの判断ミスをしたとしても、どこかでストップがかかるという安心感はありませんけれども、こういう形で市のほうで幹部職員の一員と

して職務を行うに当たっては、私の判断ミスが、場合によっては大きく市民に対して不利益をこうむらせる可能性もあると、そういうことを考えますと、そういう意味では、非常に精神的な意味で言いますと、厳しい部分があるかなというふうに正直思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そのとおりでございます。皆さんも知らないとは思いますが、きょう傍聴に来ていただいた方、余り国が仕事をしていないなんていう話もいろいろ聞きますけれども、今、言ったように、残業300時間、何か事があれば、内閣官房室が先に動くという、こういう話を聞けるのも、統括監がこちらに来ていただいたから、その話ができるのかなと思っております。

統括監、私の1つ上ということで、39歳ということで、この議場でやはりまだ私が一番年下なのかなと、そうですね。私が日本体育大学だったんですけども、渡邊統括監は慶應ということで、きょう後ろのほうに母親がいるものですから、余り親の責任ではなくて、私の努力が足りなかったということで、同じ年ぐらいなのに、片や総務省で、出先でやるということは何が違ったのかなとつくづく思いました。今、隣でできが違うとは言われましたけれども、いやいや、そのとおりでございます。

内閣官房ですけども、一番上は大臣でございますが、その当時、いろいろそのころは自民党政権だったのか民主党政権だったのか、ちょっと私にはわかりませんが、そのときの大臣はどなただったんでしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） 私、内閣官房には何

度か出向しておりますけれども、大臣はよくかわってありまして、郵政民営化のときでしたら、当時は竹中大臣が担当大臣でいらっしゃいました。その後も何度かちょっとかわったりいたしました。公務員制度改革のときは、最初は渡辺大臣、それからその次が茂木大臣、その後に甘利大臣という形で、私が、その行政改革推進室と言われるところでしたけれども、そこにいたときには大臣が3人かわるというような状況で、3人の方にお仕えたというふうに認識しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そうすると、渡辺喜美代議士と接点があったということはわかりました。そろそろ修正を戻さないといろいろ議長に怒られますので、本題に入らせていきます、ずっと本題だったんですけれども。

今回、目的、位置づけ、根拠、今、市長からの答弁をいただきました。まず最初に、行政組織の規制ですか、今その派遣職員に対しての組織に属さないのか、また位置づけ等々がわかりましたら答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 組織でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

那須塩原市行政組織規則というのがございまして、今般、統括を迎えるに当たって、この一部改正を行ったところであります。第5条、第6条とあるんですけれども、その間に第5条の2ということで、政策統括監という命名で、企画部に政策統括監を置くということで、2項については、統括監は、市長及び副市長の指揮監督を受け、市長の特命に関する事項を処理し、市政に関する主要な施策の各部局間の調整に関する事務をつかさど

るということで、役目を規定してございます。

3項においては、副市長以上の職にある者の決裁を受けなければならない事項については、合議するというところでございます。

それから、4項でございますが、統括監については、庁議等市政に関する主要な施策に係る会議であって、市長が指定する会議等に出席して、具体的には意見等を述べるということになっております。そういうような位置づけ、命名でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと私はよくわからないんですけども、参事と部長というのはどちらが権限として上なのか下なのか、それをちょっとお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 参事と部長ということでございますけれども、身分的に、私のことをとれば、総務部長というのは職名でございまして、身分的には参事ということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そうすると、部長職と同等という形でよろしいんですね。はい、わかりました。

次は職務権限規定なんですけれども、先ほどの話で聞きますと、どうやら何か部長職よりも、部長との権限との整合性というのは少し図っているのかいないのか、ちょっとそれだけお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 企画部長、私個人であります。市政に関する主要な施策の各部局間の調整事務というのは私もやっております。先ほど文面を読みましていわゆる統括監でございますが、市長の特命に関する事項というのが入ってございまして、市長が、これが特命ですよ、例えば人材育成ですよという形で担当してくださいということであれば、それを統括のほうで、いわゆる各部局間の調整に関する事務の調整という形で入ると、具体的にはそういう形になります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

そうすると、決裁の規定なんですけれども、副市長、部長等の決裁規定との整合性というのは図っているんでしょうか、答弁をお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 当然、関係政策的な部分等も含めて、私の企画部長のところを通過して副市長に行くというような決裁、合議制等は当然今までもございます。また今般、統括監のほうもそういうようなスタイルでやるんだよということで規定したのが先ほど読み上げました3項でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） きょう傍聴の方がいるので、何を言っているのかさっぱりわからないとは思いますが、要するに、副市長、部長、副市長は2人いますが、その中に1人統括監が入って、書類等々もすべて見ますよという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 特命に関する事項という事項も当然入りますので、それらに関連する施策等ございまして、具体的に言いますと、例えば決裁で支出命令というのがございます。債務負担行為という形、また聞いている方はわからない話になってしまうかと思うんですが、それについては、特別統括監が押すということではなくて、今までどおり、部長、副市長、市長という流れの中で決裁をしているという状況にございますので、そういう形でございます。全部が全部合議という形ではございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 先ほどから、合議という言葉が出てくるんですけども、合議というのが、いまいち多分皆さんはわからないと思うんですよ。もう少し簡単にご説明できればお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 一般的な規定はどうかという形なんです、私の考えるところでは、いわゆる表題がありまして、その表題に基づく施策、こういう課題があって、こういう手順で物事を進めていきたいんですよというような決裁文書というのがあるんですが、一般的に言う、会社で言う企画書みたいな形だと思いますが、それに対して、その内容等を一応審査するという形では多少ないかなというふうに思うんですが、意見があれば、その合議の段階でご意見等を賜るというような形になります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） なかなか言葉のトリックというんですか、なかなか難しいところが実際ある

のかなと思います。その位置づけ等々がどういう基準でやっているのか、先ほどの答弁ではわかったつもりではいますけれども、いかんせんだれが偉くて、だれが下なのかというのが一番わかりやすいやり方だと思うので、市長が特命だと思う部分というのが、一番わかりづらいついては私に思っておりますので、何が特命で、何が特命でないかというのをだれがどういうふうに判断するのか、ちょっと意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 何が特命で、何が特命でないかということは、これからさまざま起こってくる事象に対して、私がそう感じたときにお願いをすると、こういうことであります。具体的には、例えば公約等で大きな問題になっておりました除染の対策であるとか、あるいは人事に関することであるとか、こういうものは当然特命としてお願いをさせていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 除染とか、そういうものに関しての特命で、じゃ実際その職員等々の教育等々の特命というのは指示を出されているんですか、答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 職員の教育というところへ上から目線の話でございますが、今、職員の規定の中で、運用の範囲と申しますか、こういうことの中でお願いできることはお願いをすると、こういう形をとっております。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 要するに、わかりました。

じゃ、続きまして、一応公約では副市長を今後1人にするかというような形で、改革を進めるな

ら、1人制でよいのではという公約のほうを見受けたんですけれども、市長として、その辺は今後どのように考えているかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君に申し上げます。

副市長につきましては、通告外ですので質問のほうを訂正してください。

3番（松田寛人君） はい、わかりました。

じゃ、次にいきます。

課長以上の面接についてなんですけれども、何か行ったという話を聞きました。それはだれが行ったんでしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君に申し上げます。

現在やっているものにつきましては、総務省の職員についてということで質問が大きい題目になっておまして、課長職以上の面接とかにつきましては、通告外に当るかと思っておりますので、訂正のほうをお願いして、質問をお願いしたいと思っております。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 聞き方がまずかったですね、すみません。

統括監がという話でいけば、話は通じますよね。統括監が、人事異動のために、人事異動のためかわかりませんよ、面接を行ったというお話は聞きました。10分程度の面接を行ったという話はお聞きしましたが、その辺の結果、またどのように感じたのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 渡邊統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） 課長等以上の面接という話ですけれども、面接というほどの何か大したものではなくて、まず私自身が、全体がどういうふうになっているのかわからないという中で、各課長さん以上の方からいろいろと各課の業務の

問題点等をお聞きしたというところでございます。その感想といいますと、本当にそれぞれの課が抱えている問題というのはたくさんあるんだなと。

そういうのを大体どの方にも申し上げたんですけれども、一緒になっていろんな問題は解決していこうということで、繰り返しになりますけれども、大体多くの方には、私は一つの御用聞きみたいのものなので、いろいろと忌憚のない、今抱えている問題というのを教えてほしいと、そういう形でやりとりをさせていただきました。大変有意義なやりとりだったというふうに感想としては思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 先ほど市長の答弁にありました市役所のパフォーマンスの向上というところなのですが、そのパフォーマンスの向上という意味がちょっと私はわかりませんでしたので、私ができるように説明いただきたいんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（松下昇君） 私のほうも、市長といろんなお話をしている中で、我々受け手側としてお話をさせていただきましても、やはり統括監も少しお話しいただきましたが、我々、この地にずっと住んで、ずっと長く勤めている。若手も結構近隣の県からも今入ってきているようになっておりますが、狭い範囲で物を考えやすい。そういうところに、例えば先ほどの面接ということがありましたけれども、その話をやりとりする中で、違う視点があるんだなと、そういう視点で物を見なくてはならないと、そういう勉強、気づきがそれぞれの人間のやる気を起こしていくということも、1つまずはあったのではないかなというふう

に、私ども、職員等の中で、雑談している中で、そういう気づきをさせてくれたなと、そうするとそれによって、もう一つ勉強しようとか、そういう視点で物の対処に当たっていこうとか、そういう意味で職員のパフォーマンスが上がってくる。

これからいろんな分野で、いろんなご提案なりアイデアを出してきていただけるというふうに期待しておりますので、その中であつても職員の力量が上がっていくというふうに期待をしておりますし、そのことが、市長がここに登用した大きな目的の一つだというふうに職員は理解していると思いますし、私もそのように理解をさせていただきます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 副市長の答弁、ありがとうございます。

そういうパフォーマンスでしたらば、今後、那須塩原市として、どのような行政的なパフォーマンス、それをどういうふうにやっていくのか、今後、私たち市議会も見たい。また、私たちができるパフォーマンスというものに対しても、よく理解をして、それに伴った行動をしていきたいと思えます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

2番です。スマートビレッジ建設推進について。小水力・木質バイオマス・太陽光発電や省エネ住宅などを活用したスマートビレッジ建設事業推進についてお聞きいたします。

どのような構想なのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、スマートビレッジ建設推進について、どのような構想なのかについてであります。これにつきましては、

3月5日、公明クラブ、吉成伸一議員の会派代表質問に答弁したとおりであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） そのとおりでございますね。吉成議員が話したとおりでございます。

関連して質問させていただきます。

スマートビレッジ等々、太陽光発電の補助については一応ゼロベースということで、松本部長からこの前説明はいただきましたけれども、今後それが、どうなっていくか、どう進んでいくかは、まだ現状ではわからないということはわかっておりますけれども、今後において、その建設推進などそういうものを活用したもので、今、市当局が思っていることでもよろしいんですけれども、具体的に、これは阿久津市長が選挙のときに掲げていた項目の中の一つでもございますし、本来でしたらば、市長に、どのような構想なのか、具体的ではなくてもよろしいんですけれども、規模、時期、財源、エリア等々をお聞かせできればと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほども申しあげました3月5日に吉成議員にお答えをいたしましたとおり、現在、エネルギー問題対策プロジェクトということで、既に立ち上げをいたしました。その中で、早急に各種エネルギー等について、検討、精査をするということで、その作業に既に着手をしているところであります。

例えて申し上げますと、木質系廃棄物、生ごみのバイオマスエネルギーあるいは畜産ふん尿のバイオマスエネルギー、農業用水路による小水力エネルギー、老齢樹木間伐材等のバイオマスエネルギー、温泉熱の発電利用、そのほか公共施設にお

ける再生可能エネルギーの整備の関係あるいは省エネルギーの機器の導入の研究、家庭用における省エネ機器の設置促進の研究、そういったものについて、それ以外のものにつきましても、現在、プロジェクトのほうで、検討、研究をしているところであります。ということで、時期につきましては、まとまったものから6月議会以降には提案をしていきたいということでご答弁申し上げたところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

何度も同じような話をしてもつまらないので、かえた話をさせていただきます。

その前に、もしこのような事業をやる場合に、市補助制度を創設するのは、それはしないと言っていましたっけ。いいや、創設するのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） これら導入等に対しまして、市の補助はということですが、それらも含めて検討してまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

そのようなことがありましたら、そういう形でやっていただければなと思っております。

阿久津市長に少し聞きたいと思います。

このスマートビレッジ、特に小水力のお話が県のお話であったと思います。多分これは特定地域の規制緩和に対する特区だと思うんですけれども、わかっている限りでよろしいんですけれども、県議会議員のときのどういう意図で特区になったのか、現在どういうふうになっているのかお聞か

してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この特区の申請については、大きく2つ申請をしたと記憶しております。

1つが、土地利用の知事の権限の拡大、これについては認められなかった。大臣の許認可まで、特に農地、こういうものを開発する、あるいは県が工場を建てる、そういうときの許認可を知事に与えてくれと、特区の中でということについては、これは通らなかった。

ただ、このエネルギー関係で、小水力発電を計画した時点で、これについては特区の申請が認められた。特区が認められたから、お金が来るという話ではございません。これは、規制について、それぞれ大きな緩和があるやに伺っておりますけれども、今、細かなきちとした情報は、私は持ってありません。そういう状況の中で、小水力発電についての特区は認められてきたと、こういう状況だと記憶しております。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

これに関しては、以前、多分申請をしたということで下野新聞等々に載っていたとは思いますが、私の多分、記憶が定かかちょっとわからないんですけども、一応年間700万kW時を売電するという計画で、多分、当初つくっていたんだと思います。それによって約10億円の投資資産を地元金融機関からお借りするという形で、多分そんな形で、官民一体でやっていくんだという記事を何か以前見たような気がするんです。

要するに、そのときに事業主体となるのが、野村ホールディングスという会社が、名前が出ておりました。余り言いたくはないんですけども、那須野ヶ原土地改良理事長は、皆さんはよくわか

っている方だと思います。以前その問題で裁判になった経過があります。それはなぜかといいますと、入ったお金を野村ホールディングスで運用していたということで、それはいかんということで裁判になった。それは、市長、ご存じですよ。

今後、もしそういうような名前、そこで何かやりとりがあった場合、本市の市長として何か意見を言っていただけなのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この件については、私、本当に詳しくは記憶しておりません。

ただ、今回、今10億円と言ったのは、やっぱり1期、この事業を行っていくために10億円ぐらいの規模での資本がないと、小水力発電に向かっていく基礎ができませんよと、こういう形で提示された金額だと思っています。私のところにも、ある方が、地元の方といっても那須町で商売をしている方が、持ってきた計画書をぱっと見て、わかったと、よく詰めてみたらと言ったのは、10億円のうち7億円を足銀の融資によって、2億円は協賛者を募って出し合って、あとの1億円だったと思いますが、野村ホールディングからのバックアップを受けてと、ただ、そういう計画を提示されても、それじゃこれをどうやってどこでだれが準備するんですかということ、その深みを感じなかったんですよ。

それで、十分に、例えば事業をやるのであれば、自己資金の中で、1,000万円、2,000万円をつくって、測量をして、どこにつくるかぐらいのものがなかったら、新聞の記事から判断して、ただ市長に提示をして、協力できるものは協力してくださいと言われても、どこでどう協力していいかも全くわかりませんでしたので、もし事業を本当に行

うと、そういう意思があるのであれば、私がかかったというぐらいの計画は見せてほしいと言って、帰っていただいたというのが現状で、そんな状況もございました。それ以上のものは余り知識として持っておりません。それを含めて、庁内の検討チーム等でも、今、検討に入っているということでもあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 今後とも検討していただいて、よく監査、観察をしていただきたいと思っております。

続きまして、次に移りたいと思います。

3番目です。市町村合併について、市町村合併発言の真意について伺います。

市町合併について、前向きに考えると発言していますが、どのように考えているのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 答弁いたします。

3つの市町村合併についてを想定しての質問だと思いますが、この市町村合併については、前向きに考えると過日の新聞のインタビューに答えております。このことを受けての質問だと思います。これは、隣接する大田原市や那須町は、本市と同一の生活圏を形成しており、人の交流だけではなくて物流も盛んであり、火葬場、消防署などは一部事務組合で既に連携をしているところでもあります。今後ともその広域的連携の必要性は高まってくるものと思っております。

このような状況のもとで、合併を進めるべきとの意見があることは認識しておりますが、私みずから旗を振ることは考えておりません。ただし、合併に向けての環境が醸成されてきたと認められるときには、積極的に関与をしていくと、こうい

う思いの中で発言した言葉であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

最初の多分あれはアンケート調査か何かだったんだと思うんですよ、選挙中の。前向きに考えるということで、その後ぐらいになってきたときに、財政的には現状が望ましいという形の発言があったと思うんですよ。それはそれでよろしいんですけども、多少自分の考え方が変わるというのは、それは、しょうがないと私は思っております。

もしですよ、今後、合併で那須塩原市にとってやった場合に、市長として、メリットはあるのか、またデメリットは何なのか、ちょっとお聞かせいただけます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 非常にお答えが難しいわけですが、現状を言いますと、合併について内部で検討しているということは一切ございません。市長として、まだ我々も指示も受けておりませんが、当然に合併という単語ではありませんけれども、いろんな行政の上で連携を深めるということは当然ある。例えば、夜間救急の関係も今度は統合される。そういう形で、3市町の行政がより密接になっていくという展望はあろうかなというふうに思っております。その先に合併の話が出るかもしれないという市長の先ほどの発言につながっているのかなと、そういう意味では、我々は、近隣市町と連携を深めながら、市民サービスの向上になるという判断がつけば、大いに連携してやっていくべきだというふうに日ごろの業務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

私が、かれこれこの政治生活、僕は28歳で蓮実事務所に入りましたので、御年もう38になりました、もう10年近くたちましたね、政治生活になって。そのころ多分、僕の記憶の中では、阿久津市長は、その当時まだ県議だったと思うんですけども、そのころは7カ市町村の多分合併をする、したいんだというような形で当時言っていた記憶があるんですけども、その辺、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 県会議員当時、10年か11年、12年ぐらい前だと思いますが、これは、広域の首長さんから呼びかけられて、黒羽で会合があって、そこに県議として出席をして、我々は7カ市町村を標榜しているので陰ながら支援していただけないかと、こういう発言を受けて、私は、わかったと、7カ市町村がいいのであれば、そのようにしたいと。

ただし、ただしです、ここがみそなんですよ。合併について県議会議員の発言するチャンスは、県にもなければ、市町村にはもったない。これは議会と首長の進めることであって、だからとても慎重に口は出さないように振る舞ってきたというのが、現状、今日までのいきさつでございます。

これは、事私だけではなくて、栃木県でも合併が進みましたけれども、何で県会議員は、どこにも発言できないの、意見を言ってもだめなのというのは、委員会等でも、しょっちゅう、私がやめてくる寸前まで、西方の合併がありましたら、行われていた情景なんです。そういう首長の要請を受けてやっていただけないかと、こういうときに発言をしていると思います。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

次に移ります。

4番の記者会見の発言についてに移りたいと思います。

就任後の記者会見の内容について伺います。

1番、既得権益を市民にお返ししたいと発言しているが、既得権益とは何を指しているのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 私のイメージしていた既得権益とは、1つは補助金の体系でありました。こういうものが長期固定化すると、オール市役所体制がいつでもできると、これは、市にとっては非常に好ましいことなのかもしれませんが、ここに関係していない市民というのも本当にごまんとおありまして、そういう方にとっては、ぜひそういうものがあるとすれば、私は、ここへ入ってから初めて、どんな項目で、180の項目でこういう補助体制が行われていましたよというのを知りましたけれども、県議時代に怠慢かどうか知る由がなかったと、こういうことで、最大の既得権益は、やっぱり補助金、その体系、こういうものに端を発していると思います。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。関連で質問させていただきます。

今まで、先ほどの答弁にあったように、市民にお返しする既得権、那須塩原市独自で持っているものをすべてお出しするという考えだったかと思えますけれども、今までで既得権益、どのように考えていたと考えますか、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これは、県議時代の体験

に基づいて判断した内容ですが、栃木県も、平成21年に、1年間にあと350億ないと、とんでもないことになってしまうよと、こういうことがあって財政再建プログラムというのを始めました。そのときに、2,400に及ぶすべての事務事業をゼロベースで見直しております。そして、多分1,250に及ぶ補助金、こういうものもすべてゼロベースで見直しました。補助金の前年度と平成22年、その年に行われたのは、1,250の補助体系で前年度までに同じ金額が残ったのは140団体ぐらいで、あとは全部カットが実施されました。これは補助金体系の約1割しか前年度比で残っていなかった。

ただ、数を聞いてみますと、県は1,250でも、この市の場合180ということで、どこまで効力があるのかなと今思っておりますけれども、そういう困ったときに最後に打った手、これらについて自分で頭の中でしゃくしながら今度の市長選も戦っておりますので、既得権というのは最初に頭に浮かんだ内容です。

既得権の中で、これは既得権と違うと思いますが、一番効力を発揮したのは、知事が2割カット、副知事1割5分カット、教育長、県警本部長1割カット、他の職員は3年の限定つきで一律5%カット、これによって、私の記憶だと85億円ぐらい浮いたと思っていたんですけれども、これだけで、新聞の発表で70億円と書いてありますので、そっちのほうが正しかったのかなと思いますけれども、こういうものの中にやっぱり既得権は潜んでいたのかな。でも、ぎりぎりになれば、そこにメスを入れるというのは、避けては通れない。ぎりぎりになる前にやって、そしてできたものについては、市民にお返しというのは、情報をお返ししますよ、こういうふうになりましたよというのを市役所だよりに掲載して、市民の皆さんにぜひごらんになっていただきたいと、こういうことで発言につな

がっていると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

そうですね、今まで那須塩原市がやってきた団体、市職員が市民の既得権を奪っていたと、そういうふうに私は考えたんですけれども、その既得権を奪っていたというのは、たくさんあるかもしれませんが、1つ、2つちょっと挙げていただければと思います。お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 既得権が市民の何かを奪っているということではありません。この行政あるいは県でも同じなんですけれども、組織がだんだん大きくなると、自然にそこに発生してくるものだとは認識しております。市民から奪ったものが既得権ということではありません。行政の中で、通常ベースで行われているこの事務事業、予算あるいは人事も含めて、そしてこういう補助金体系も含めて、その中に既得権は大きく広く存在していると、こういう認識でございました。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 先ほどから、補助、補助ということで、補助をゼロベースにしたという件で、今回ゼロベースにしたということは、私ども、本当に寝耳に水のような形で、突然言われたので何が何だかちょっとわかりませんでした。もっとわからないのは市民でありまして、この補助金をカットされて、6月議会までは何とかするという形をしていました。

先日、私の後輩でもありますサッカーをやっている関係の団体から連絡がありまして、今回、総会がないんだと、何かあったのかということで私のところに電話がありました。理事だけ集まって、

あとは総会をしないということです。私は、正直に、今回新しく那須塩原市長になった阿久津市長がゼロベースにしたということは言わせていただきました。ある程度の団体、それなりの団体、自分のところでお金を集めてやればいいじゃないかという団体、それだけじゃないと私は思っております。補助金等々を当てにしている団体も数多く私はあると思っております。

その補助金等々についての答弁があったので、ちょっとお聞かせしていただきたいなと思うんですけれども、補助金をカットした云々というのは、いろいろ聞いてはおりますけれども、具体例で言いますと、老人クラブの補助、あと児童生徒遠距離通学の補助、これは、小学校4km、中学校6km以上の通学の補助をしております。これは、毎日、学校へ通うので、それらの補助がなくなると、なかなか厳しいところもあるのではないのかなんという話も聞いております。補助金をカットしたということに対して、関係者への説明責任というのは、事前に説明したということで考えてはいるのでしょうか、よろしくお願いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 24年度の補助金についてでございますが、これについては、議員おっしゃいますように、市単独補助金をゼロベースで査定させていただいたということでございます。今後、各課を通じて、またチェック事項といいますが、交付基準等を見比べて審査していただきまして、6月補正に向けて出していただくということでございまして、これらの補助については、対象の団体については、担当課のほうから説明しながら6月の補正予算に向けたまた要求していただくということで、各課には周知をしたところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

補助金の話が出たので、ついでに話をしてしまいましたが、本来もらえるべきものがもらえないということは、とても市民にとっては、行政サービスとしては、いかがなものかなと私は思っております。

そのために、市長、予備予算を5億円もつけたということですか、ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 松田寛人君に申し上げます。

予備費の部分とこの既得権益との部分ではちょっと話がかけ離れているかと思しますので、質問のほうは修正をお願いいたします。

3番（松田寛人君） わかりました。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） じゃ、記者会見の話に戻りたいと思います。

就任あいさつで、市職員を反対勢力の発言があったとお聞きしましたが、その発言の趣旨は何なのか、答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 松田寛人君に申し上げます。

記者会見の発言ということで挙げているものにつきましては、既得権益を市民にお返しするという部分だけの通告でありますので、それ以外の記者会見の中身につきましては、通告がございませんので、質問の中身は修正をお願いいたします。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

それでは、ネタがなくなってきましたので、この辺で終わりにします。

続きまして、事業実施状況について。

合併旧3市町の事業費のバランスについて伺います。

合併後、5カ年における事業実施状況と今後について伺います。

事業割合、予算割合を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 2項目にわたっての質問でございます。順次お答えさせていただきます。

の合併後の5カ年における事業実施状況についてお答えいたします。

平成17年度から平成21年度までの合併後5カ年間に実施した普通建設事業費につきましては、合併特例債等を活用し、道路整備事業を初め、農道・農村整備事業、街路整備事業、防災施設整備事業、小中学校の耐震改修事業など、事業費といたしまして約320億円の事業を実施してまいりました。

今後につきましては、第1次那須塩原市総合計画後期基本計画に掲げた基本施策や重点事業を重点に、このまちに生まれてよかったと実感できるような事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、の旧3市町の事業割合につきましてお答えいたします。

全地区で共通的な利用目的としたもの、備品購入に当るもの、他団体等への補助金や負担金などのうち実施地区が明確でないもの等を除く事業費は約291億円で、旧3市町各地区での事業費及び事業割合は、黒磯地区で、約118億円で40.55%、西那須野地区では、約132億円で45.36%、塩原地区では、約41億円で14.09%となっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

なぜ私はこんなことを聞いたのかといいますが、街頭演説は、何を言っても構わないところはある

んですけども、先日の選挙戦、西那須野県議の先生が、合併当時、西那須野は何ももらっていないと、そういう街頭をしておりました。それは、合併当時、君島寛がそういう操作をしたんだと、西那須野住民の方から私のほうに電話がありまして、そんなことはないんだと、それを確認したく、この質問をさせていただきました。

やはり選挙だからといって、うそまで言って選挙戦を戦うのはいかなものかと私は思っております。

続きまして、この事業割合、箇所割合等などの3地区の比較、これは、市の事業と県事業は別ですけれども、今後の事業割合をお聞かせください。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） ただいま申し上げました数字につきましては、これまでの事業費ということで把握しておりまして、今後というのは24年度以降ということかと思えますけれども、それについては、詳細な把握はしておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

ここで質問することはもうございません。これで私の一般質問は終わりになりますけれども、最後に、今回の選挙戦、前栗川市長の志半ばで亡くなった市長の遺志を継ぐ君島寛を私はお手伝いし、事務局も担当いたしました。私も過去たくさんの選挙をお手伝いしてきました。全国各地を飛び回りました。今回、何の因果かわかりませんが、前栗川市長は森山派、私は皆さんご存じのとおり蓮実派でございます。申しわけございませんが、渡辺派でなかったのは事実でございます。

現在、不慮の事故で入院している私の父と栗川前市長とは、昭和19年、同い年でございます。長

男も私と同じ名前でもヒロトでございます。字は違いますけれども、同じヒロトでございます。

栗川市長が初当選、これは36歳です。私は、35歳と10カ月、ほぼ同じ年だと思っております。何かの縁を感じていると思っております。私は料理が好きであります。栗川市長も料理が好きなのは、だれもが知っていることだと思っております。

私、市長が生前に、市長、自分が市長にならなかつたらば、何をしたいんですかと聞いたことがあるんです。そのときに市長は、小料理屋をやりたいと言っていました。そうなんです、私も、蓮実事務所へ入る前、10年近く居酒屋の店長をやっておりました。議員にならなければ、小料理屋の店主になっていたかもしれません。

また、今回お手伝いをした前副市長であります君島寛氏、私の母と高校時代の同級生でございます。私は栗川市長の選挙を最初から手伝いしてまいりました。その遺志を継ぐ君島寛を支持するのは、私は当然であったと思っております。

今、考えると申しわけないと思っておりますが、選挙に出なければ、ピラとくぎ等を選挙事務所の前にまかれなくて済んだと思います。また、那須塩原市のために志半ばで亡くなった栗川市長の批判もなかっただろうと思います。とても考えさせられる選挙でありました。私も、今後、人に優しい政治を目指し、精進してまいりたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 以上で、3番、松田寛人君の市政一般質問は終了いたしました。

全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時22分

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は